



# 秋田市 エイジフレンドリーシティ 行動計画



平成25年度秋田市エイジフレンドリー思いやりコンテスト  
お絵描きの部（幼稚園・保育園）最優秀賞 第二ルンビニ園 かまた みずきさん



2013年12月 秋田市

## はじめに



「いつ見ても元気だな」「んだ、がんばってら」

これは、ある運動会での一コマです。朗らかな掛け合いと笑い声があちこちでわき上がり、秋田の先輩の皆さんは、本当に元気いっぱいです。多くの方々が健やかに、長生きできるようになった長寿社会は、まさに私たちの長年の夢が現実になったものです。このことは、今日の日本、そして秋田の礎を築いてこられた先輩の皆様のとゆまぬ努力と後代の人々への思いやりのたまものであり、深い感謝の念に堪えません。同時に、後輩の私たちは、このすばらしい財産をより豊かで確かなものとして、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、生涯を通じて、いきいきと活動的な生活を送ることのできるまちを作り上げることが必要であり、そのようなまちが、「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）」です。

「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）」は、世界保健機関（WHO）が進めるプロジェクトで示されたもので、高齢者にはもちろん、子育て世代、若者など全ての世代の人々にとって暮らしやすいまちを意味します。

本市は、平成23年度から「エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)の実現」を成長戦略に掲げ、市民の皆様と力を合わせ、その実現に向けた取組を力強く進めてまいりました。このたび、その考え方や方針を体系的に整理し、さらに、行政、企業や団体、市民一人ひとりがそれぞれの役割と責任を認識し、主体的に取り組むことができるよう「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」を策定しました。

この行動計画は、事業計画、実施、検証などのあらゆる段階において、市民の主体的な取組を先導する内容を盛り込んでおります。将来、秋田に暮らす全ての世代が「住んでいて良かった」と実感し、自分たちの手で作り上げたまちに誇りを持てるよう、多くの市民にエイジフレンドリーの輪が広がるよう支援を行ってまいります。

結びに、この行動計画の策定にあたり、熱心にご協議いただきました策定委員および作業部会員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただいた市民の皆様や関係機関、団体の皆様に心から感謝申し上げます。

2013年12月

秋田市長 穂 積 志

# 目次

## 第1部 総論

### 第1章 行動計画の策定に当たって

- 1 行動計画策定の趣旨 ..... 3
- 2 WHOエイジフレンドリーシティグローバルネットワークへの参加と行動計画のサイクル ..... 4
- 3 行動計画の策定体制 ..... 5
- 4 秋田市の現状と課題 ..... 6
  - (1) 秋田市の現状と今後の見通し
  - (2) 課題

### 第2章 行動計画の基本的な考え方

- 1 基本理念および基本方針 ..... 9
  - (1) 基本理念
  - (2) 8つの基本方針
- 2 行動計画の位置付け ..... 10
- 3 行動計画の計画期間 ..... 11

### 第3章 行動計画の推進体制と進行管理

- 1 行動計画の推進体制 ..... 12
- 2 行動計画の進行管理 ..... 12
  - (1) 今後の取組の方向性
  - (2) 評価の方法

## 第2部 各論

### 第1章 行動計画施策体系図 ..... 14

### 第2章 行政中心の行動計画について

- 1 基本方針1に基づく取組 ..... 16
- 2 基本方針2に基づく取組 ..... 18
- 3 基本方針3に基づく取組 ..... 20
- 4 基本方針4に基づく取組 ..... 22

# 目次

5	基本方針5に基づく取組	24
6	基本方針6に基づく取組	26
7	基本方針7に基づく取組	29
8	基本方針8に基づく取組	31

## 第3章 市民中心の行動計画について

1	庁外作業部会について	34
	(1) 庁外作業部会のテーマ設定	
	(2) 作業部会テーマ1について	
	(3) 作業部会テーマ2について	
2	市民が取り組む4つの行動計画	38
3	今後に向けて	40

## 第3部 資料

1	脚注一覧	45
2	秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定員会設置要綱	49
3	秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会委員名簿	51
4	秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会設置要綱	52
5	秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画庁内調整会議設置要綱	54
6	秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会設置要綱	56
7	秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会委員名簿	58
8	秋田市エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）構想に関する提言書	59
9	策定までの経緯	83



# 第 1 部

# 総論

## 1 行動計画策定の趣旨

我が国は、世界に例を見ない速さで高齢化が進行しており、2005年に先進諸国の中で最も高い高齢化率20.1%を記録して以降、世界のどの国もこれまで経験したことのない超高齢社会<sup>\*1</sup>を迎えています。その中で、私たちが暮らす秋田県は、2010年の国勢調査で最も高齢化率の高い県になりました。いわば、世界中で進行している高齢化のトップランナーであると言えるでしょう。

こうした状況に対応するため、我が国では、介護保険制度の創設やまちなかのバリアフリー<sup>\*2</sup>化が進められるなど、高齢社会への対策がとられ、一定の成果を上げてきました。これらの対策の多くは、高齢者を一律に「支えられる人」と捉えた視点で形成されてきました。

しかし、高齢者の健康、意欲、経済状態は多様です。また、高齢者の多くは、自身の豊かな経験や知識と技術を生かし、社会の中で活躍したいと考えています。そうした方々が、「社会の支え手」として活躍の場と機会を得られる仕組みを作ること、同時に、もし支えが必要になっても、その人らしく、いきいきと暮らせる社会にしていくことが重要です。

そこで本市は、これまでの高齢者は「支えられる人」という視点を大きく変えてこの超高齢社会に向き合い、市民一人ひとりが高齢になってもいきいきと暮らせる「高齢者にやさしい都市」を目指し取り組むことにより、これからの本市の成長と発展のエネルギーとしていこうとするものです。

本市は、2011年度からスタートした秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」(第12次秋田市総合計画。2011年3月策定。)において、「エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)の実現」を成長戦略の一つに位置づけ、新たな視点での超高齢社会への対応に着手しました。その一環として、本市は、世界保健機関(WHO)(以下「WHO」という。)が2010年に設立した、エイジフレンドリーシティを目指す世界各都市の連携の枠組みである、WHOエイジフレンドリーシティグローバルネットワーク<sup>\*3</sup>に2011年から参加しています。本行動計画は、ネットワーク参加都市に策定が義務づけられているもので、本市がエイジフレンドリーシティとなるための考え方や取り組むべき基本的方向を示すものとなります。

我が国が誇る長寿社会は、先人の努力によってもたらされたたまものであり、超高齢社会をより豊かな社会にして次世代に引き継ぐことは、我々の使命です。また、本市はネットワーク参加都市として、国内外の志を同じくする都市に対し、これまでの経験や新たな取組を情報発信していく義務があります。

本市は、誰もが生き生きと暮らせる社会を実現することが、市民一人ひとりの幸福と社

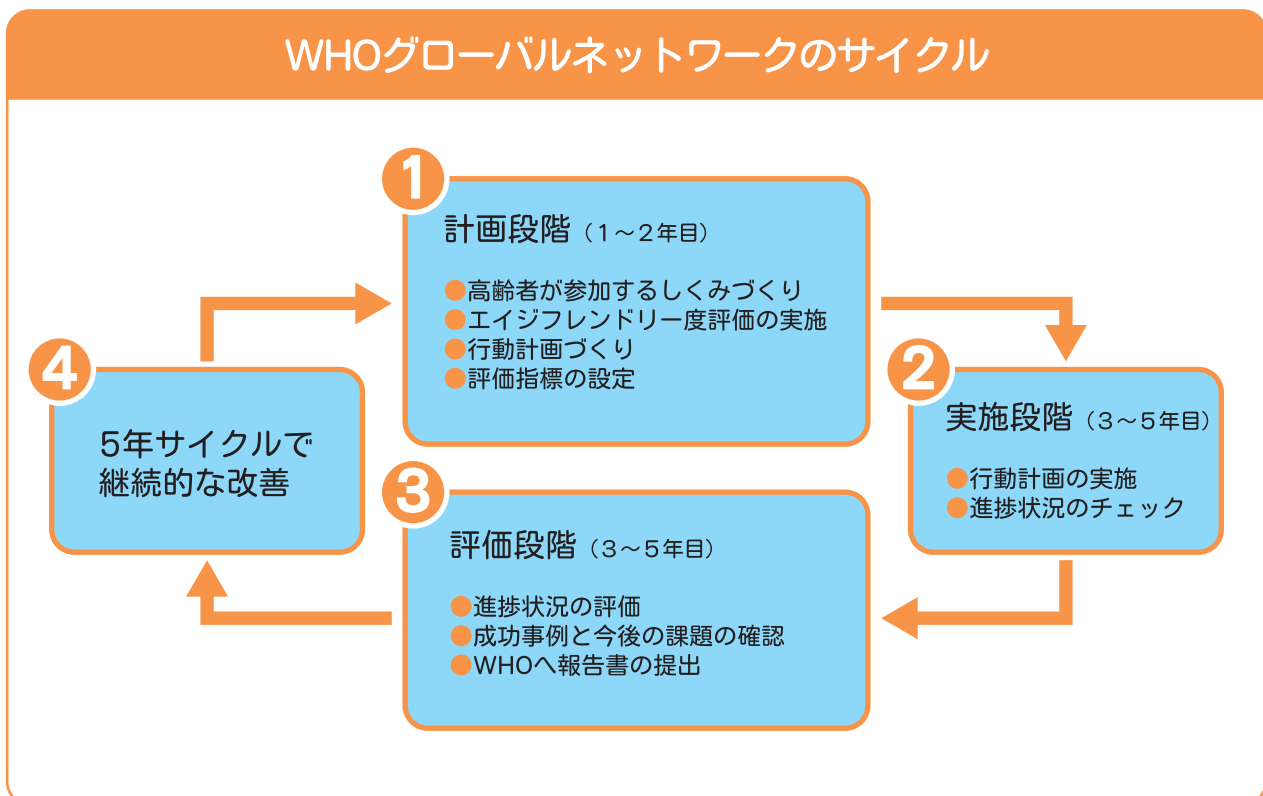
会の活力を育む基盤となるものと考え、高齢者の力で社会を活性化する新たなモデルとして、本行動計画を着実に推進していきます。

## 2 WHOエイジフレンドリーシティグローバルネットワークへの参加と行動計画のサイクル

本市は、WHOから客観的な評価を得ながら、効果的かつ継続的な取組を実施するため、WHOエイジフレンドリーシティグローバルネットワーク（以下「グローバルネットワーク」という。）への参加を決め、2011年11月にグローバルネットワーク参加表明書に署名、同年12月にWHOから正式に承認されました。日本国内では、唯一の参加都市です（2013年11月現在）。

グローバルネットワーク参加都市は、行動計画を策定することが義務づけられます。WHOは、行動計画の①計画段階、②実施段階、③評価段階の3段階を、5年サイクルで継続的な改善を行いながら進めることが望ましいとしており、本市の行動計画もこのサイクルに従い、進めていくこととしています。

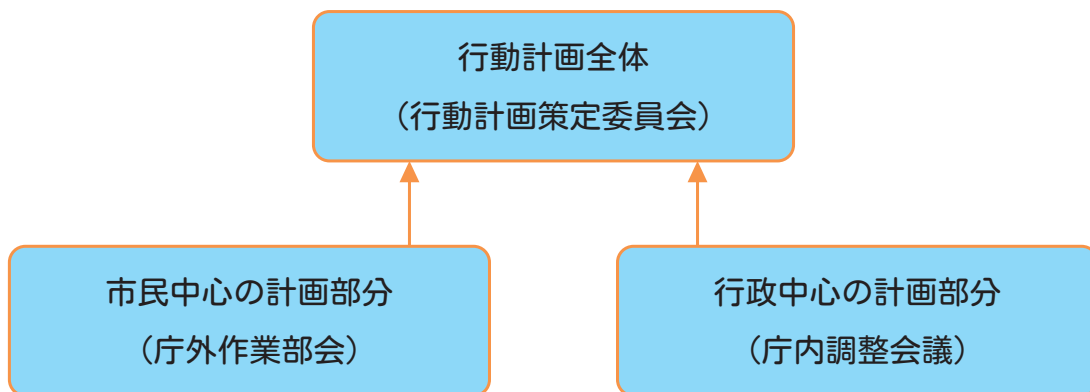
また、WHOは、サイクルのあらゆる段階に高齢者が関わるメカニズムの確立を求めており、本行動計画の推進に当たっては、計画、実施、評価の各段階に、高齢者をはじめとする市民の主体的な参画を図っていきます。



### 3 行動計画の策定体制

本行動計画の策定に当たっては、市民中心の計画部分を作成する「庁外作業部会」、行政中心の計画部分を作成する「庁内調整会議」、両計画案を協議・調整する「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会」をそれぞれ設置しました。

「庁外作業部会」の設置は、高齢者を含めた市民自身がエイジフレンドリーシティの実現を自らの問題として捉え、行動計画立案段階から参画することを目的とした住民参画の新しい試みです。市民が具体的な課題解決にむけ、ワークショップ\*<sup>4</sup>形式で話し合い、継続して実施可能な計画を作成しました。



秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会

## 4 秋田市の現状と課題

### (1) 秋田市の現状と今後の見通し

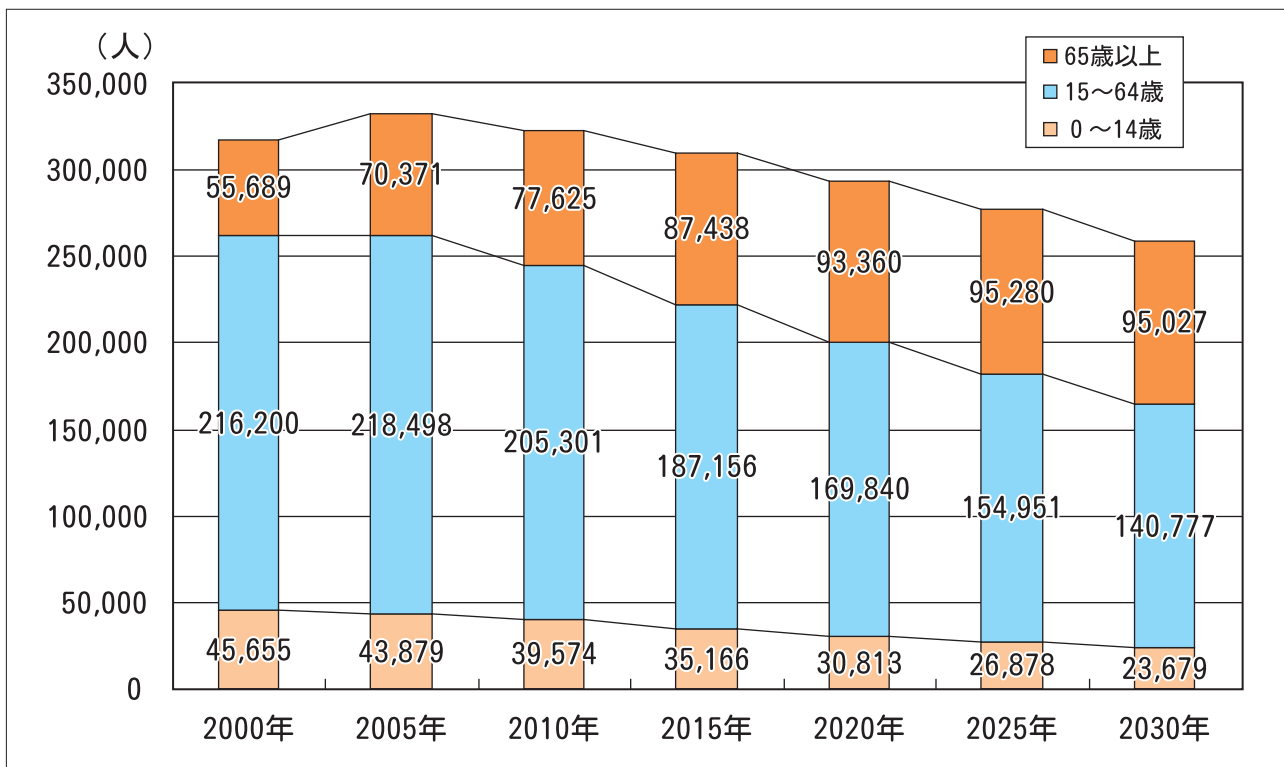
#### ア 本市の人口と高齢化率\*<sup>5</sup>の推移と将来推計

本市の人口は、2010年に323,600人ですが、2030年には2010年より約64,000人減少し、259,483人になる見込みです。

また、2010年の年少人口（0～14歳）は39,712人、生産年齢人口（15～64歳）は206,009人、高齢者人口（65歳以上）は77,879人ですが、生産年齢人口は、2030年には140,777人、年少人口は23,679人となる見込みです。

今後は、総人口が減少を続け、年少人口・生産年齢人口が減少しますが、高齢者人口は増加を続け、2030年には95,027人と人口の36.6%になる見込みです。

#### ① 秋田市の年齢3区分別人口の推移



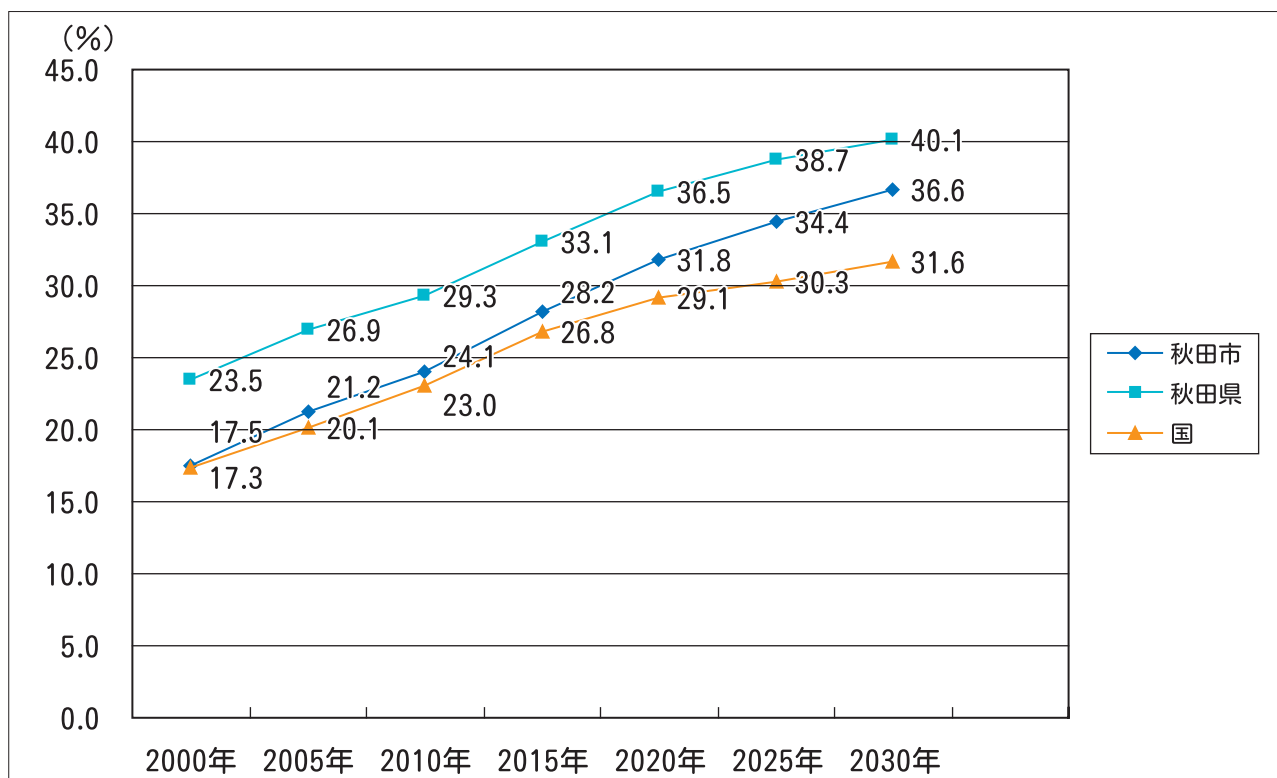
年次	年齢3区分別人口・割合						総人口(人)
	0～14歳		15～64歳		65歳以上		
2000年	45,655	14.4%	216,200	68.1%	55,689	17.5%	317,625
2005年	43,879	13.2%	218,498	65.6%	70,371	21.1%	333,109
2010年	39,574	12.2%	205,301	63.4%	77,625	24.0%	323,600
2015年	35,166	11.4%	187,156	60.4%	87,438	28.2%	309,760
2020年	30,813	10.5%	169,840	57.8%	93,360	31.8%	294,013
2025年	26,878	9.7%	154,951	55.9%	95,280	34.4%	277,109
2030年	23,679	9.1%	140,777	54.3%	95,027	36.6%	259,483



- \* 2000年～2010年の数値は、「秋田市第7次高齢者プラン」（2012年3月策定）から抜粋。
- \* 2015年～2030年の数値は、「秋田市の将来推計人口・世帯数 2010年～2030年」（2012年11月推計）によるもの。
- \* 割合については、四捨五入して表記したため、合計が100にならないことがある。

## ② 国・秋田県・秋田市の高齢化率の推移

秋田市の高齢化率は国の平均を上回り、上昇を続け、2030年には36.6%になる見込みです。



年次	国・秋田県・秋田市の高齢化率		
	秋田市 (%)	秋田県 (%)	国 (%)
2000年	17.5	23.5	17.3
2005年	21.1	26.9	20.1
2010年	24.1	29.6	23.0
2015年	28.2	33.1	26.8
2020年	31.8	36.5	29.1
2025年	34.4	38.7	30.3
2030年	36.6	40.1	31.6

- \* 2000年～2010年の数値は、国、秋田県、秋田市とも国勢調査によるもの。「秋田市第7次高齢者プラン」（2012年3月策定）から抜粋。
- \* 2015年～2030年の数値は、  
秋田市は、「秋田市の将来推計人口・世帯数 2010年～2030年」（2012年11月推計）によるもの。  
秋田県は、「日本の都道府県別将来推計人口」（平成19年5月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）によるもの。  
国は、「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）によるもの。

## イ 高齢者のみ世帯の推移

2010年の国勢調査による本市の一般世帯数（施設等の世帯を除いた世帯）総数は、131,318世帯となり、世帯規模は1世帯あたり2.40人です。2005年調査の2.48人と比べ、世帯規模は縮小しています。また、65歳以上の高齢者がいる世帯が急増し、一般世帯の38.5%をしめています。特に高齢者単身世帯は、一般世帯全体の9.2%、夫婦のみの世帯は11.3%を占め、大幅に増加しています。

### ③ 一般世帯における高齢者がいる世帯等の推移

年次	一般世帯 総数	高齢者がいる 世帯総数		うち単身世帯		うち夫婦のみの 世帯		1世帯あ たり人員
		数	割合	数	割合	数	割合	
1995	115,050	30,952	27.0%	4,815	4.2%	8,548	7.4%	2.66
2000	122,971	36,953	30.1%	7,017	5.7%	11,029	9.0%	2.53
2005	131,213	46,073	35.3%	9,826	7.5%	13,374	10.2%	2.48
2010	131,318	50,490	38.5%	12,030	9.2%	14,854	11.3%	2.40

\* 「秋田市の人口－2010年国勢調査報告－」（2012年3月）より抜粋

## (2) 課題

高齢者数の増加により、病気や日常生活機能の低下など、将来的に多様な福祉ニーズの増加が見込まれます。そのため、公的な福祉サービスや医療などの社会保障給付費は年々増加しますが、負担を担う生産年齢人口の減少により、増加・多様化する福祉ニーズ等に対応することは困難になると予想されます。

こうした現実を踏まえ、私たちは、これまでの「高齢者は支えられる人」という社会から一歩進んで、「高齢者が社会の支え手」として、自身の意欲と能力を十分に発揮して活躍する、高齢者にやさしい社会を実現していく必要があります。

また、一般世帯が少人数化・高齢化し、家庭の扶養能力が低下しています。介護や育児などの負担は特定の養護者・養育者に集中しがちで、その負担感は大きくなっています。このような多様な生活課題は、かつて地域や家族で解決されてきましたが、地域のつながりや住民の地域への帰属意識の低下などにより、身近な生活課題を解決できない人が高齢者を中心に急増しています。今後は、地域社会で公（行政）、共（地域）、私（市民）の役割分担のもと、様々な課題を解決していかなければなりません。

## 1 基本理念および基本方針

### (1) 基本理念

少子高齢化と人口減少など、社会や経済情勢が大きく変化し、価値観や生活様式など私たちを取り巻く状況も変化しています。この変化に応じ、これまで培ってきた様々な財産を生かしながら、秋田市を元気にし、次の世代に引き継ぐ原動力になるのは、間違いなく人そのものであり、人が元気になるには、希望を持って暮らす毎日の生活がなくてはなりません。

特に、高齢者の方々は、これまでの人生で培った豊かな経験と知識を生かし、地域を支えてこられました。高齢になっても地域社会で活動、活躍することができ、地域のつながりの中でいきいきと過ごせることは、全ての世代にとっての希望であり、秋田の元気を生み出す源となります。

私たちは、エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の取組を進めることにより、誰もが秋田市に住んでいてよかったと思えるようなまちの実現を目指します。

#### 《基本理念》

高齢になっても地域社会で活動、活躍することができ、いきいきと過ごすことができる社会

### (2) 8つの基本方針

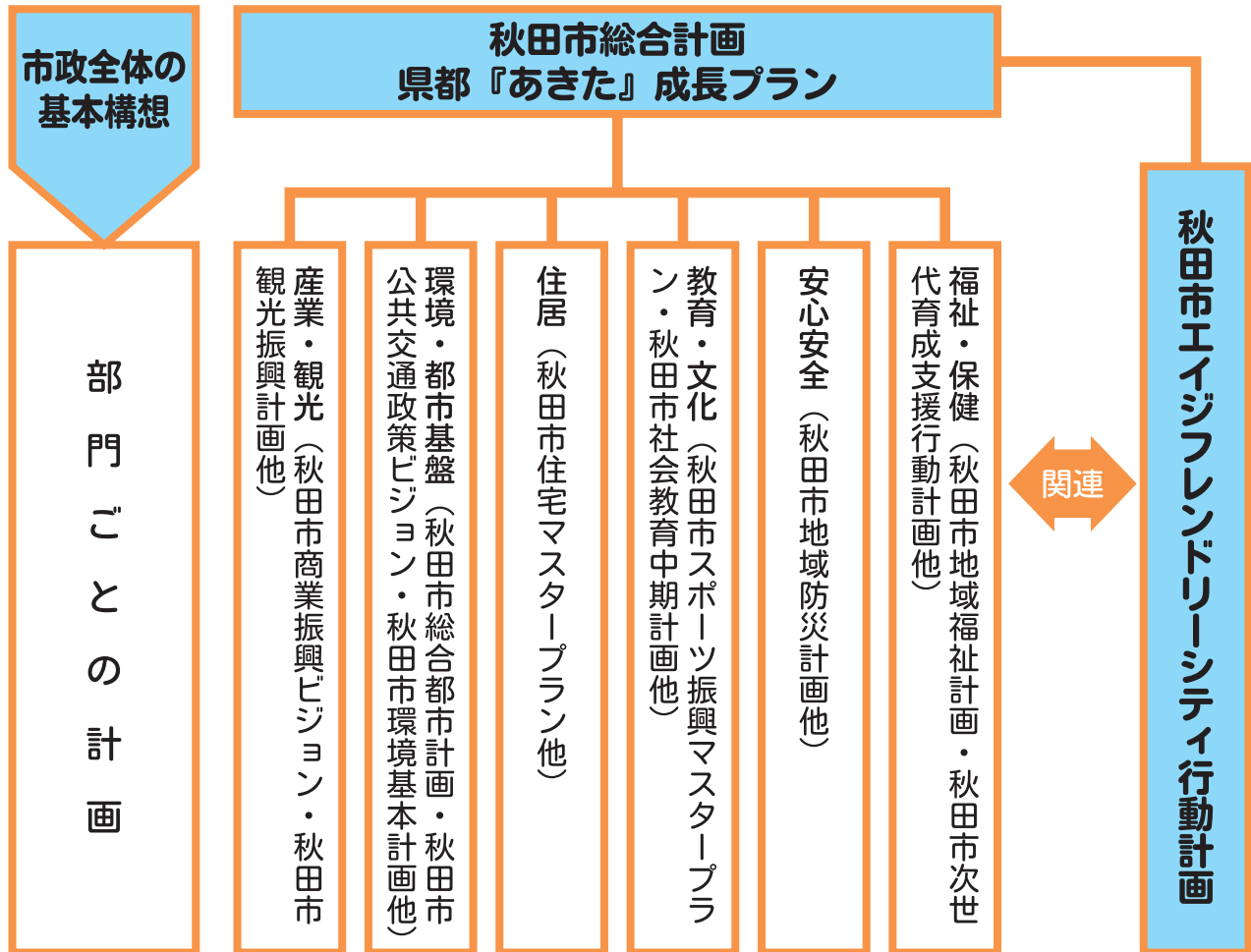
WHOは、エイジフレンドリーシティ実現のためには、「屋外スペースと建物」「交通機関」「住居」「社会参加」「尊敬と社会的包摂」「市民参加と雇用」「コミュニケーションと情報」「地域社会の支援と保健サービス」の8領域について検証が必要であるとし、この8領域を「高齢者にやさしい都市の8つのトピック\*6」と定義しました。本市は、この定義をもとに、基本理念の実現に向けた行政と市民の取組の方向性を示す、以下の8つの基本方針を設定しました。

#### 【エイジフレンドリーシティの実現に向けた8つの基本方針】

- ・基本方針1 安心安全で誰もが集える屋外スペースと建物、施設の整備を進めます
- ・基本方針2 交通機関の利便性の向上をはかります
- ・基本方針3 高齢者の住環境を整備します
- ・基本方針4 高齢者の社会参加をはかります
- ・基本方針5 あらゆる世代がお互いを認め合う地域と社会をつくります
- ・基本方針6 高齢者の就業や市民参加の機会を増やします
- ・基本方針7 高齢者の情報環境を整備します
- ・基本方針8 保健、福祉、医療サービスを充実させ、地域社会の支援体制を整えます

## 2 行動計画の位置付け

本行動計画は、「秋田市総合計画」のもと、「秋田市地域福祉計画」および「秋田市高齢者プラン」など各部門ごとの個別計画との整合を図るものとします。



「秋田市総合計画」では、本市の成長を牽引するために今後成長させることが必要な分野に対して一体的かつ集中的に経営資源を投入する、6つの成長戦略を設定しています。「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現」は、その一つに位置付けられ、実現を図るため4つの重点プログラムが設定されています。

この4つの重点プログラムは、本行動計画においても、全体を先導していくものとして実施します。

<秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」における位置付け>

**【戦略5】エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現**

○戦略の方向性

- ・高齢者の社会参加の機会充実
- ・高齢者の生活の利便性向上

○重点プログラム

I エイジフレンドリーシティ構想の普及啓発

主な事業：エイジフレンドリーシティ構想推進事業

II 高齢者の多様な能力の活用

主な事業：高年齢者就業機会確保事業費補助金、要援護者支援体制整備事業、介護支援ボランティア制度運営経費、傾聴ボランティア養成事業、地域包括支援センター運営事業

III バリアフリー化の促進

主な事業：都市公園バリアフリー化事業、エイジフレンドリーシティ構想推進事業

IV 高齢者の交通手段の確保

主な事業：バス交通総合改善事業、高齢者コインバス事業

\*重点プログラムの主な事業の概要については、第2部第2章に記載

### 3 行動計画の計画期間

本行動計画の計画期間は、平成25年度から平成28年度までの4年度間とします。計画期間の最終年度（平成28年度）には、各基本施策、個別施策の目標達成状況の検証を行い、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しなどを行い、次期行動計画の策定につなげていきます。



### 1 行動計画の推進体制

エイジフレンドリーシティの実現は、公共交通機関の整備、居住環境の整備、社会参加や雇用機会の創出など、広範な分野の課題に対応するため、全庁で横断的にかつ継続的な取組が必要です。このため、本行動計画の個別施策について、定期的な検証と進捗管理を行っていきます。

また、行政のみならず、企業や団体、地域社会などで市民一人ひとりがそれぞれの役割と責任を認識し、協働して問題解決に取り組む必要もあります。本行動計画の推進に当たってはエイジフレンドリーシティという理念を、全庁および広く市民全体に浸透させながら、民間や市民との協働による継続的な取組を展開していきます。

### 2 行動計画の進行管理

#### (1) 今後の取組の方向性

本行動計画では、市が中心となって推進する施策であっても、市民や企業、団体などが担うことができる役割について、さらに検討を行い、新たな協働の形が形成されることを目指します。また、市民が中心となって推進する取組については、主体性を損なうことなく、自立した取組ができるよう、行政の役割として支援していきます。

#### (2) 評価の方法

市中心の行動計画部分については、個別施策ごとに各取組内容・事業の目標、実施期間を明確にし、目標指数を設定し、年度ごとに進捗状況を踏まえて評価します。個別施策ごとの評価により、新たな課題・改善点を次年度以降の計画の実施に反映させます。

市民中心の行動計画部分については、本計画に示した4つの案を、今後さらに具体化し、段階的に実施していく必要があります。評価にあたっては、この実施内容に応じて、できるだけ評価目標を設定し、進捗状況を踏まえて評価します。

第 2 部

各論

# 第1章 行動計画施策体系図

本行動計画は、行政の取組指針を定めた「行政中心の行動計画」および市民の取組指針イジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）像を共有し、密接に連携を図りながら、

## 市の基本施策

1-1 誰もが使いやすい施設の整備とサービス提供

1-2 快適な生活環境の形成

1-3 安心安全な地域社会づくり

1-4 道路環境の整備

1-5 除排雪対策

1-6 交通安全の確保

2-1 公共交通の利用促進

2-2 高齢者の日常移動手段の確保

3-1 高齢者の住環境の利便性の向上

3-2 高齢者の孤立防止

4-1 多様な価値観に対応した社会参加の場づくり

4-2 地域における活動の支援

5-1 高齢者、高齢社会の捉え方の意識改革

5-2 高齢者の声が届きやすい体制づくり

6-1 ボランティア活動の機会の整備

6-2 高齢者の就業の場の確保

6-3 高齢者の雇用環境の整備

6-4 高齢者の起業への支援

7-1 高齢者がわかりやすい情報の提供

7-2 高齢者が情報を入手しやすい環境づくり

7-3 高齢者の情報発信を支援

8-1 保健・福祉・医療情報の提供

8-2 相談窓口の整備

8-3 保健・福祉・医療サービス充実

8-4 地域福祉活動の充実

8-5 地域の見守り活動支援

を定めた「市民中心の行動計画」から構成されています。行政と市民が、本市におけるエその実現に向けた取組を推進していくことが重要です。

## 基本方針

### 基本方針 1

安心安全で誰もが集える屋外スペースと建物、施設の整備を進めます

### 基本方針 2

交通機関の利便性の向上をはかります

### 基本方針 3

高齢者の住環境を整備します

### 基本方針 4

高齢者の社会参加をはかります

### 基本方針 5

あらゆる世代がお互いを認め合う地域と社会をつくります

### 基本方針 6

高齢者の就業や市民参加の機会を増やします

### 基本方針 7

高齢者の情報環境を整備します

### 基本方針 8

保健、福祉、医療サービスを充実させ、地域社会の支援体制を整えます

## 市民の行動テーマ・行動計画

### 【テーマ1】

身近な場所のエイジフレンドリーを考える「商い・人・まち」  
・行動計画1「お店のうらがわが見える！1日店長さん」

### 【テーマ1】

身近な場所のエイジフレンドリーを考える「商い・人・まち」  
・行動計画2「街のコンシェルジェ」

### 【テーマ2】

エイジフレンドリー普及啓発情報発信  
・行動計画3「イベント実行委員会の発足」

### 【テーマ2】

エイジフレンドリー普及啓発情報発信  
・計画4「エイジフレンドリー発掘委員会の発足」

市民の行動テーマ・計画については、市民が主体となって活動するものであるため、計画期間にとらわれず、必要に応じて計画の見直しや拡大を行う。

太線は特に関連性の高い結びつきを示す。

### 1 基本方針1に基づく取組

#### 安心安全で誰もが集える屋外スペースと建物、施設の整備を進めます

##### 基本的な考え方

私たちが生涯にわたり、住み慣れた地域で健康的な生活を送ることができるかどうかは、自然、道路や建物、屋外スペースの環境や安全など、実にさまざまな外的環境からの影響によって左右されます。

高齢者をはじめとするすべての人が、心身共に健やかで安全に生活できるよう、道路や建物などのバリアフリー環境を整備するとともに、道路の安全を確保し、交通事故、犯罪等の心配がない地域づくりを図る必要があります。

さらに、高齢者が心地良く快適に過ごすことができるよう、誰にでもやさしく、安心して利用できる公園の整備や、澄んだ空気や豊かな緑が維持された快適な生活環境の整備も進めます。

##### 基本施策1 誰もが使いやすい施設の整備とサービス提供

高齢者をはじめとするすべての人が安心安全に利用できるよう、公共施設のバリアフリー化を進め、ユニバーサルデザイン<sup>\*7</sup>を取り入れた施設整備を推進します。市の施設では、窓口部門の集約化や事務の効率化などにより、市民が円滑かつ快適に利用できるよう利便性の向上にも努めます。

また高齢者のニーズに対応したサービスなど、日常生活圏域での利便性の向上を図ります。

##### 基本施策2 快適な生活環境の形成

緑豊かな生活空間の整備と、高齢者をはじめとするすべての人が安全に集うことのできる、憩いの場として都市公園を整備します。また、ごみの減量やリサイクルを実践し、地域の環境保全に努めます。

##### 基本施策3 安心安全な地域社会づくり

高齢者が犯罪・事故に巻き込まれないよう、安心安全な地域社会づくりを推進します。

##### 基本施策4 道路環境の整備

高齢者が安全・円滑に移動できるように、バリアフリー化など道路の機能性向上や、ゆとりのある道路構造の確保、車道・歩道などの道路交通環境を整備します。



## 基本施策5 除排雪対策

自助・共助・公助<sup>\*8</sup>の考えに基づき、高齢者に配慮したきめ細かな除排雪を進めます。

## 基本施策6 交通安全の確保

高齢者の交通安全の確保のため、歩行時の交通安全教育や高齢運転者への交通安全対策を進めます。

### ■具体的な取組・事業

取組・事業	概要	担当課	現状 (直近の値)	28年度 目標値
庁舎建設事業 【別冊P.5】	現本庁舎等が抱える、耐震性の不備、老朽化、市民サービスの低下、バリアフリー化への対応の不備、事務効率の低下および防災拠点施設としての機能不備等の解消のため、分館を有効活用しつつ、新庁舎を建設する。	新庁舎建設室	工事進捗率 0%	工事進捗率 100%
都市公園バリアフリー化事業 【別冊P.9】	市民に身近な公園施設のバリアフリー化を中心とした改修整備を行う。	公園課	バリアフリー化した都市公園数 93公園	バリアフリー化した都市公園数 103公園
融雪施設改良事業 【別冊P.17】	概ね15年の耐用年数に達しつつある融雪施設を計画的に改良する。	道路維持課	整備箇所数 18か所	整備箇所数 32か所

- 商店街振興事業（商工労働課）【別冊P.8】
- 緑のまちづくり活動支援基金関係経費（公園課）【別冊P.10】
- ごみ減量対策事業（環境都市推進課）【別冊P.11】
- 自然環境保全・環境学習推進経費（環境総務課）【別冊P.13】
- 防犯活動推進経費（生活総務課）【別冊P.14】
- 人にやさしい歩道づくり事業（道路建設課）【別冊P.15】
- 除排雪関係経費（道路維持課）【別冊P.16】

注：別冊とは、本行動計画で定めた基本方針および基本施策のもと、より具体的な推進を図る施策を個別施策として、行政における具体的な取組内容・事業についてまとめた「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画別冊」を示します。

## 2 基本方針2に基づく取組

### 交通機関の利便性の向上をはかります

#### 基本的な考え方

自らの移動手段を持たない高齢者にとって、通院や買い物等、日常生活を営む上で、公共交通機関、特に路線バスは、本市において身近な移動手段として重要な役割を果たしています。また、高齢者が社会のさまざまな活動に積極的に参加・参画し、生きがいづくりや健康増進が図れる機会が確保されることも重要です。

高齢者が健康で意欲的な生活を送るため、安全に安心して外出できるよう、公共交通機関の利便性の向上と、高齢者の移動手段の確保を図る必要があります。

#### 基本施策1 公共交通の利用促進

既存のJR路線やバス路線を活かし、その利用促進を図るとともに、わかりやすい交通情報の提供や、運行環境の整備等による利便性の向上を図ります。

#### 基本施策2 高齢者の日常移動手段の確保

公共交通機関も含め様々な日常移動手段を、高齢者や障がい者が必要に応じて安全に利用できる環境を整備します。

#### ■具体的な取組・事業

取組・事業	概要	担当課	現状 (直近の値)	28年度 目標値
高齢者コインバス 事業 【別冊P.21】	満68歳以上の高齢者が、市内の路線バスを利用する際、市が交付する資格証明書を携帯し、100円で乗車できる。	長寿福祉課	資格証明書 交付率 53%	資格証明書 交付率 65%
バス交通総合改善 事業 【別冊P.21】	利用者の減少で、路線の維持が困難な状況となっている郊外部の不採算路線の廃止に伴うマイタウン・バス <sup>*9</sup> として、西部線、北部線、南部線、東部線、笹岡	交通政策課	マイタウン・ バスにおけ るコインバ ス利用数 59,319人	マイタウン・ バスにおけ るコインバ ス利用数 66,244人

線を運行し、市民の移動手段の確保と充実を図る。

- 地方バス路線維持対策経費（交通政策課）【別冊P. 22】
- 中心市街地循環バス運行事業（交通政策課）【別冊P. 22】
- 移動支援事業（障がい福祉課）【別冊P. 25】
- 秋田市バリアフリー協議会経費（都市計画課）【別冊P. 26】



高齢者コインバス事業

### 3 基本方針3に基づく取組

#### 高齢者の住環境を整備します

##### 基本的な考え方

住まいは「居場所」であり、個人のライフスタイルの基盤となるものです。

高齢者をはじめとするすべての人にとって、安心安全で豊かな住生活を支える生活環境の構築のためには、住宅の安全性や機能性、快適性が欠かせません。

また住環境においても、高齢者が自立して健康、安全、快適に生活できるよう、見守り等の体制に配慮した住環境が形成されることが重要です。

##### 基本施策1 高齢者の住環境の利便性向上

高齢者が安心安全で、快適な住生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに沿った適切な住宅が確保できるよう努め、改修・改築に関する支援を行います。

##### 基本施策2 高齢者の孤立防止

地域において関係機関と連携のもと見守り等の体制に配慮し、高齢者の状態に応じたサービスの提供を行うことにより、孤立防止を図ります。

#### ■具体的な取組・事業

取組・事業	概要	担当課	現状 (直近の値)	28年度 目標値
木造住宅耐震改修等事業 【別冊P.28】	旧耐震基準の木造一戸建て住宅（昭和56年5月以前に建築された木造住宅）への耐震診断、耐震改修計画および耐震改修工事に対し補助金を交付する。	建築指導課	住宅の耐震化率 77.8% (H20年度)	住宅の耐震化率 86.0%
住宅改修に関する適正化 【別冊P.30】	要介護者等が住み慣れた居宅で安心安全に自立した生活を送ることができるよう、介護支援専門員や施工業者	介護保険課	申請の不明点の確認回数（電話、窓口、現場	申請の不明点の確認回数（電話、窓口、現場

<p>に対する確認・検査・指導 などを実施し、適正かつ適 切な住宅改修が行われるよ うにする。</p>	<p>での確認) 150回</p>	<p>での確認) 150回</p>
---	-----------------------	-----------------------

- 住宅用太陽光発電普及促進事業（環境総務課）【別冊P.28】
- 住宅リフォーム支援事業（住宅整備課）【別冊P.28】
- 住生活基本計画推進経費（住宅整備課）【別冊P.29】





## 4 基本方針4に基づく取組

### 高齢者の社会参加\*<sup>10</sup>をはかります

#### 基本的な考え方

高齢者が生涯を通じて、いきいきとした生活を送るためには、地域社会の中で一定の役割を持ちながら、人々と交流しつつ活動的な生活を送ること、すなわち社会参加が活発であることが重要です。

価値観が多様化する中で、社会参加活動や学習活動を通じて心の豊かさや生きがいの充足の機会が得られるよう、幅広い社会参加の機会を創出します。

また、高齢者が地域の自主的な活動において、他の世代との交流が促進されるよう努めます。

#### 基本施策1 多様な価値観に対応した社会参加の場づくり

高齢者の多様な価値観に対応して文化・学習・スポーツなどの生涯学習内容の充実を図り、社会参加活動の選択肢を増やします。また、生涯学習活動について高齢者が容易に情報を得ることができ、開催場所や参加費用などの条件が参加しやすいものになるよう配慮に努めます。

#### 基本施策2 地域における活動の支援

高齢者が地域の自主的な活動に積極的に参加し、様々な世代との交流の中で経験や能力を生かしながら役割を担うことができるよう活動を支援します。

#### ○「社会参加」

WHOは、「社会参加とはレクリエーション、社交、文化的・教育的・精神的活動への高齢者の関与を指す」としている。

(「WHO「アクティブエイジング」の提唱」\*<sup>11</sup>より)

#### ■具体的な取組・事業

取組・事業	概要	担当課	現状 (直近の値)	28年度 目標値
地域社会教育推進 経費 【別冊P.35】	西部、北部、河辺および雄和市民サービスセンターにおいて、社会参加の促進、	生涯学習室	高齢者学級 数 7学級	高齢者学級 数 7学級

	高齢者の役割や健康などについて学習するため高齢者学級を実施する。			
各図書資料整備経費 【別冊P.36】	図書館資料の充実を図るため、図書を購入する。大活字本* <sup>12</sup> を設置し貸出、老眼鏡、拡大鏡を常備して高齢者の利用に供する。	中央図書館 明德館、新屋図書館、土崎図書館、明德館河辺分館、雄和図書館	○中央図書館明德館大活字本貸出冊数 1,380冊 ○新屋図書館大活字本貸出冊数 290冊 ○土崎図書館大活字本蔵書数 206冊 ○明德館河辺分館大活字本貸出冊数 18冊 ○雄和図書館大活字本貸出冊数 111冊	○中央図書館明德館大活字本貸出冊数 1,680冊 ○新屋図書館大活字本貸出冊数 330冊 ○土崎図書館大活字本蔵書数 220冊 ○明德館河辺分館大活字本貸出冊数 60冊 ○雄和図書館大活字本貸出冊数 130冊
「美術館の街」活性化事業 【別冊P.42】	高齢者も含め市民が美術を楽しむ機会を提供する。	千秋美術館	展覧会観覧者数 18,200人	展覧会観覧者数 25,000人

- はずむスポーツ都市推進事業（スポーツ振興課）【別冊P.34】
- 平成26年度国民文化祭関係経費（国民文化祭推進室）【別冊P.39】
- 健康づくり・生きがいつくり支援事業（長寿福祉課）【別冊P.42】
- 赤れんが郷土館企画展開催等事業（赤れんが郷土館）【別冊P.43】
- 佐竹史料館企画展開催等事業（佐竹史料館）【別冊P.44】
- 文化会館自主事業（文化会館）【別冊P.44】
- 地域づくり交付金事業（市民協働・地域分権推進課）【別冊P.45】

## 5 基本方針5に基づく取組

### あらゆる世代がお互いを認め合う地域と社会をつくります

#### 基本的な考え方

高齢者が社会から支えられる側としてではなく、社会を支える貴重な人的資源として、豊かな知識や能力を発揮していくためには、高齢者や高齢社会に対するマイナスイメージを払拭し、新たにプラスイメージを創出することが大切です。

高齢者がさまざまな場面で、その役割を発揮しやすい社会にするためにも、高齢者の誇りと尊厳を高め、あらゆる世代がお互いを認め合う地域社会を目指す必要があります。

#### 基本施策1 高齢者、高齢社会の捉え方の意識改革

あらゆる世代が高齢者、高齢社会に対してマイナスイメージを持つことがないように、地域や家庭、学校教育において、高齢者や高齢社会に対する正しい理解を深め、思いやる心を育てます。

#### 基本施策2 高齢者の声が届きやすい体制づくり

高齢者や障がい者の意見を聴き、市政へ反映させる体制の整備を進めるとともに、一人ひとりの権利を擁護し社会的に孤立させない包摂的体制<sup>\*13</sup>を充実させます。

#### ■具体的な取組・事業

取組・事業	概要	担当課	現状 (直近の値)	28年度 目標値
家族・地域の絆づくり推進事業 【別冊P.48】	家族や地域の絆の大切さを啓発し、絆づくり意識の定着を図る。	市民協働・地域分権推進課	絆づくりイベント参加者数 700人 絆づくりの認知度 50%	絆づくりイベント参加者数 1,100人 絆づくりの認知度 60%

エイジフレンドリー シティ構想推進事業 【別冊P. 49】	市民一人ひとりがエイジフレンドリーシティの理念を理解し、高齢者が能力や経験、知識を十分に発揮できる高齢者にやさしい社会の確立を目指す。	長寿福祉課	エイジフレンドリーシティの認知度 49.2%	エイジフレンドリーシティの認知度 100%
成年後見制度*14 利用支援事業 【別冊P. 52】	判断能力が低下した身寄りのない高齢者等の、自己決定の尊重と権利の擁護を図るため、必要と認めた場合、成年後見制度の申立に要する経費および後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。	長寿福祉課	地域包括支援センターの年間相談件数の合計 188件	地域包括支援センターの年間相談件数の合計 305件

- 男女共生推進事業（市民協働・地域分権推進課）【別冊P. 48】
- 老人保健福祉月間の実施（長寿福祉課）【別冊P. 50】
- 消費生活相談事業（市民相談センター）【別冊P. 51】

「あいさつで みんなニッコリ まちひかる」

平成25年度 秋田市エイジフレンドリー思いのこころコンテスト  
 標語の部（小学生）最優秀賞  
 川尻小学校 2年 かまだなつみさん



## 6 基本方針6に基づく取組

### 高齢者の就業や市民参加の機会を増やします

#### 基本的な考え方

今や「人生65年時代」から「人生90年時代」へと変化し、働き方や地域貢献、社会参加、地域コミュニティ<sup>\*15</sup>のあり方など、社会のシステムの転換が迫られています。

公的年金の支給開始年齢の引き上げ、急速な少子高齢化の進行と労働人口の減少等を背景に、働く意欲と能力のある高齢者が、働き続けることができる社会が求められています。しかし高齢期における労働意欲や体力等には個人差もあることから、それらに応じた柔軟な働き方が可能となる環境整備が必要です。

また多くの高齢者が、住み慣れた地域においてボランティア<sup>\*16</sup>活動などの地域貢献に意欲を持っています。年齢に関わりなく、それぞれの意志と能力を生かし、いくつになってもNPO<sup>\*17</sup>活動やボランティア活動を通じて、社会で活躍し続けることのできる選択肢の多い社会を目指し、世代間交流や共に支え合う地域社会を形成します。

#### 基本施策1 ボランティア活動の機会の整備

高齢者がボランティア活動などの市民参加を促進するための環境整備として、ボランティア活動の情報提供や活動機会の提供、ボランティア団体などへの支援を行います。

#### 基本施策2 高齢者の就業の場の確保

高齢者の働きたい意欲と多様な就業ニーズに応じた雇用・就業の機会の確保と情報の提供に努めます。

#### 基本施策3 高齢者の雇用環境の整備

高齢者がいきいきと働き続けられるように、高齢者の健康状態や家庭環境などに応じ、勤務場所や勤務時間などに配慮するなど多様な雇用環境の整備を行います。

#### 基本施策4 高齢者の起業への支援

高齢者を対象とした開業・創業の支援について情報提供に努め、相談に応じます。

○「市民参加と雇用」

WHOは、「市民参加と雇用とは、市民権、無償労働、賃金労働の機会に関するもの」としている。

(「WHO「アクティブエイジング」の提唱」より)

■具体的な取組・事業

取組・事業	概要	担当課	現状 (直近の値)	28年度 目標値
介護支援ボランティア制度運営経費 【別冊P.54】	高齢者が介護施設で行ったボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、その高齢者の申し出により、ポイントを換金した交付金等を交付する。	長寿福祉課	介護支援ボランティア登録者数 高齢者の 0.3%	介護支援ボランティア登録者数 高齢者の 1.5%
傾聴 <sup>*18</sup> ボランティア養成事業 【別冊P.54】	中高年者を対象として、「人の気持ちに寄り添い、その人の話を否定することなく、受け止めて「聴く」心のケアのボランティア」の傾聴ボランティア養成研修を開催する。	長寿福祉課	養成講座受講者延べ人数 60人	養成講座受講者延べ人数 420人
高年齢者就業機会確保事業費補助金 【別冊P.57】	定年退職後の高齢者が、臨時的かつ短期的な就業又はその他の簡易な業務を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実を図ることを目的に設置された秋田市シルバー人材センター <sup>*19</sup> の事業運営を円滑化するため、運営経費の一部を補助する。	商工労働課	会員数 792人	会員数 1,000人

○ 秋田市民交流プラザ<sup>\*20</sup>市民活動育成・支援事業（秋田市民交流プラザ管理室）【別



冊P. 53】

- ファミリー・サポート・センター<sup>\*21</sup>運営事業（子ども未来センター）【別冊P. 56】
- チャレンジオフィスあきた<sup>\*22</sup>入居者等支援経費（商工労働課）【別冊P. 59】
- 6次産業化<sup>\*23</sup>起業・事業拡大支援事業（農林総務課）【別冊P. 59】



## 7 基本方針7に基づく取組

### 高齢者の情報環境を整備します

#### 基本的な考え方

急速な情報通信技術（ICT<sup>\*24</sup>）の発展とその普及は、新たな形態の情報の流れを生み出し、これにより情報の取得、発信、活用が飛躍的に進歩しました。しかし一方でこうした変革は、情報格差を引き起こし、あふれる情報の中から取捨選択する難しさも生み出しました。

そのため、高齢者が必要とする情報は、容易に入手することができ、しかもわかりやすい情報であることが求められます。

情報のバリアフリー化を目指して、できるだけわかりやすい情報の提供に配慮します。また、多様な媒体による情報提供と同時に、窓口サービスなど口頭によるコミュニケーション<sup>\*25</sup>においても、親切、丁寧でわかりやすい対応に配慮します。

#### 基本施策1 高齢者がわかりやすい情報の提供

わかりやすい文書を作成するための表記方法について定め、庁内各課から市民向けの文書などの情報発信を見やすくします。

#### 基本施策2 高齢者が情報を入手しやすい環境づくり

広報誌やパンフレット、ラジオ、テレビ、インターネット<sup>\*26</sup>など多様な情報媒体を活用することで、高齢者が情報を入手しやすい環境を整備するほか、ICT機器を使いこなすことができるよう支援します。また、利用者のニーズを的確に把握し、効率性なども考慮しながら窓口サービスの向上に向けた取組を進めます。

#### 基本施策3 高齢者の情報発信を支援

高齢者が、様々な情報機器を活用し、社会参加の促進や安全安心な生活環境を確保できるよう支援するとともに、使いやすい情報機器の普及に努めます。

## ■具体的な取組・事業

取組・事業	概要	担当課	現状 (直近の値)	28年度 目標値
文書管理費 【別冊P.62】	分かりやすい文書を作成するための表記方法（文字の大きさ、字体、配置等）を定める。	文書法制課	市民向けの申請書等のうち、文字のサイズが12ポイント未満の率 47.9%	市民向けの申請書等のうち、文字のサイズが12ポイント未満の率 31.0%
選挙常時啓発経費 【別冊P.65】	市内各地域の市民サービスセンター、公民館のまつりを利用し、選挙の啓発用品を配布する。	選挙管理委員会事務局	投票率 60%	投票率 64%

- 避難標識設置経費（防災安全対策課）【別冊P.63】
- 広報活動費（広報広聴課）【別冊P.64】
- 文化財イラストマップ作成事業（文化振興室）【別冊P.65】
- 地域情報化推進経費（電子自治体化の推進）（情報統計課）【別冊P.66】

## 8 基本方針8に基づく取組

### 保健、福祉、医療サービスを充実させ、地域社会の支援体制を整えます

#### 基本的な考え方

高齢者がさまざまな場面でその役割を発揮できる環境が整備され、いざ支えられる側になったときには、住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら安心して暮らすことができる社会の実現こそが、高齢者やその家族にとって大きな安心と支えになります。

住み慣れた地域や住まいで、尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、保健、福祉、医療サービスの充実、包括的なケア体制の整備とともに、地域社会のつながりを重視し、多様な主体による支援体制の整った地域づくりを目指します。

#### 基本施策1 保健、福祉、医療情報の提供

高齢者や介護する家族などからの相談に応じ、健康、福祉、医療に関する情報をわかりやすく提供し、効果的・効率的なサービス提供を図ります。

#### 基本施策2 相談窓口の整備

医療、介護、福祉サービスについて、障がい者や高齢者、その家族からの相談に対応できる総合的な相談・支援体制の整備を進めます。また、身近な場所で相談しやすい相手に安心して相談できるよう、地域におけるボランティアや社会福祉協議会<sup>\*27</sup>などによる相談支援体制の整備を進めます。

#### 基本施策3 保健、福祉、医療サービスの充実

生涯にわたる健康づくり、介護予防を推進するとともに、地域における包括的なケアの充実を図ります。

#### 基本施策4 地域福祉活動の充実

地域の人々が主体的に行う福祉活動を支援し、共に支え合う地域づくりを推進するとともに、災害時の支援体制を確保します。

#### 基本施策5 地域の見守り活動支援

住民一人ひとりが地域社会とのつながりや信頼関係を育み、住み慣れた地域で孤立することがないように、地域と行政が連携して見守りを行います。

## ■具体的な取組・事業

取組・事業	概要	担当課	現状 (直近の値)	28年度 目標値
地域包括支援センター* <sup>28</sup> 運営事業 【別冊P.68】	地域包括支援センターを平成26年度までに10か所から18か所に増設し、地域包括ケアを推進する基盤づくりのため、地域包括ケア会議の充実を図る。	長寿福祉課	地域包括ケア会議数 20回	地域包括ケア会議数 38回
特定健康診査・特定保健指導事業 【別冊P.74】	特定健康診査を実施し、内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖・高血圧・脂質異常のリスクがある者をメタボリックシンドローム* <sup>29</sup> と判定し、生活習慣病* <sup>30</sup> のリスクの程度に応じた特定保健指導を実施する。	特定健診課	健診受診率 29.1% 指導実施率 40.9%	健診受診率 55% 指導実施率 57%
自殺対策事業 【別冊P.88】	関係機関と連携し、地域における支援体制の推進を図るとともに、自殺対策基本法に基づく各種事業を実施する。	健康管理課	自殺率（人口10万対） 26.0 （H23年人口動態）	自殺率（人口10万対） 24.2以下
要援護者支援体制整備事業 【別冊P.89】	支援が必要な高齢者、障がい者等の対象者の基本情報、避難支援情報等を一元化し、地図情報も含んだ「要援護者台帳」として整備した「秋田市要援護者支援システム」を活用し、市内での情報共有と地域への情報提供を行う。	福祉総務課 地域福祉推進室	地域への情報提供の団体数 3団体	地域への情報提供の団体数 22団体

○ 相談支援等事業（障がい福祉課）【別冊P.70】

- 食育<sup>\*31</sup>のあり方の検討（企画調整課）【別冊P. 73】
- 後期高齢者<sup>\*32</sup>健康診査事業（特定健診課）【別冊P. 74】
- 認知症<sup>\*33</sup>予防事業（長寿福祉課）【別冊P. 79】
- 介護予防健康相談教育事業（保健予防課）【別冊P. 80】
- 自主防災組織<sup>\*34</sup>育成事業（防災安全対策課）【別冊P. 84】
- 予防業務推進事業（消防本部予防課）【別冊P. 84】





WHOは、エイジフレンドリーシティの推進において、「高齢者をはじめとする市民が計画、実施、検証のあらゆる段階に主体的に参加していること」を重要なポイントとして挙げています。

そのため、行動計画の策定にあたり、庁外作業部会として秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会を設置し、「高齢者が策定過程のみならず、計画、実施、検証のあらゆる段階に参加する仕組みづくり」のきっかけとしました。

作業部会では、市民が主体的に取り組むことができる具体的なテーマを2つ設定し、高齢者を含む参加者が、ワークショップ形式で課題解決や新たな取組について協議し、最終的に4つの「エイジフレンドリーを実現するための計画案」が提示されました。これらの取組は、市民と行政が連携しながら、市民自らが主体となって、活動することを念頭にした「新しい仕組み」として提案されたものです。今後はこの計画案を発展させ、着実な実施を目指していきます。

さらに、行政、企業、団体、市民が協働体となり、エイジフレンドリーシティについて新たなネットワークで取り組むことができる体制構築へとつなげていくことを目指します。

### 1 庁外作業部会について

#### (1) 庁外作業部会のテーマ設定

作業部会では、「秋田市エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）構想に関する提言書」の“特に重点的に取り組むべき課題”および秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」成長戦略における重点プログラムを参考とし、市民が主体的に実践しやすい2つのテーマを設定しました。

#### 秋田市エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）構想に関する提言書

##### ○特に重点的に取り組むべき課題

- ・高齢者や高齢社会に関するマイナスイメージの払拭とプラスイメージの創出
- ・バリアフリー化の推進
- ・交通手段の確保
- ・高齢者の孤立防止

#### 秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」

##### ○成長戦略の4つの重点プログラム

- ・エイジフレンドリーシティ構想の普及啓発
- ・高齢者の多様な能力の活用
- ・バリアフリー化の促進
- ・高齢者の交通手段の確保

## (2) 作業部会テーマ1について

## ① テーマ

**身近な場所のエイジフレンドリーを考える「商い・人・まち」**

## ② 概要

○商店街という特定の場面において、高齢者の孤立対応、高齢者が利用しやすい商店、買い物弱者対策など地域活性化につながるアイデアを考える。

○行政がすべきこと／商店街で取り組むべきこと／地域住民が取り組むこと／地域とNPOのコラボレーションでできることなどを考える。

## ③ 解決が期待される課題

身近な地域での支え合い、高齢者の孤立対策、買い物弱者対策、高齢者に配慮したサービス、世代間交流、交通手段の確保など

## ④ 参加者（名簿登録者）

22名（商店振興組合、市民活動団体、老人クラブ、民生委員、地域住民、大学生、エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会委員、市職員など）

## ⑤ 開催経過

	開催日	会場	参加者数	主な内容
1	平成24年 10月3日	民俗芸能 伝承館	15	○参加者自己紹介 ○意見交換 「高齢者の強み・弱み」
2	平成24年 10月25日	民俗芸能 伝承館	15	○意見交換 「高齢社会の強み・弱み」 「通町、大町商店街の強み・弱み」
3	平成24年 10月31日	民俗芸能 伝承館	12	○意見交換 「通町、大町商店街の強み・弱みの検証」 「通町、大町商店街の特性を活かした行動 計画案」
4	平成24年 11月7日	民俗芸能 伝承館	11	○前回の整理 ○意見交換 「商店街の特性を活かした行動計画案の具 体化」
5	平成24年 11月19日	民俗芸能 伝承館	12	○意見交換 「全体での行動計画案の振り返り、整理、 決定」 「グループ毎に行動計画案の具体化」

6	平成25年 1月18日	民俗芸能 伝承館	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○これまでの振り返り</li> <li>○グループワーク 「事業案の再チェック」</li> <li>○意見交換 「実行のための組織のあり方について」</li> <li>○提案 作業部会テーマ2まち歩き企画「大町・通町で『どーも』を探そう!」の合同実施</li> <li>○まとめ</li> </ul>
---	----------------	-------------	---	---

### (3) 作業部会テーマ2について

#### ① テーマ

## エイジフレンドリー普及啓発情報発信

#### ② 概要

○高齢化のマイナスイメージを払拭し、プラスのイメージを創出する情報発信について考える。

○メディアを活用したエイジフレンドリーシティの普及啓発について考える。

#### ③ 解決が期待される課題

高齢者や高齢社会に関するマイナスイメージの払拭とプラスイメージの創出、エイジフレンドリーシティ構想の普及啓発、高齢者の多様な能力の活用など

#### ④ 参加者（名簿登録者）

14名（NPO団体、アルヴェサポーターの会<sup>\*35</sup>、市民リポーター<sup>\*36</sup>、絵本作家、エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会委員、市職員など）

#### ⑤ 開催経過

	開催日	会場	参加者数	主な内容
1	平成24年 10月15日	アルヴェ 市民交流 サロン	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参加者自己紹介</li> <li>○意見交換 「高齢者の強み・弱み」 「高齢社会の強み・弱み」</li> </ul>
2	平成24年 10月30日	アルヴェ 市民交流 サロン	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意見交換 「情報の発信相手は？」 「どの主体（相手）に何を期待するか？」 「事業案のアイデア出し」</li> </ul>
3	平成24年	アルヴェ	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意見交換</li> </ul>

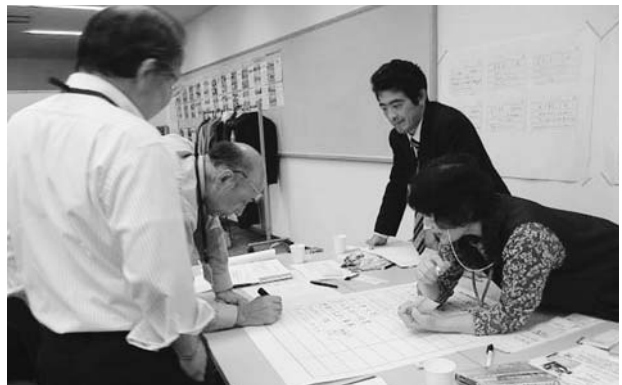
	11月5日	市民交流 サロン		「行動計画案の絞り込みとシール投票」 「ワークシートを使った行動計画案の具 体化」
4	平成24年 11月21日	アルヴェ 市民交流 サロン	10	○意見交換 「全体での行動計画案の振り返り、整理」 「行動計画案の精査と追加のアイデア出 し」
5	平成24年 12月4日	アルヴェ 市民交流 サロン	10	○報告 「策定委員会参加の報告」 ○意見交換 「実施可能な事業案の検討について」 「組織について」
6	平成25年 1月15日	アルヴェ 市民交流 サロン	8	○グループワーク 「事業案の具体化」 ○意見交換 「実行のための組織のあり方について」 ○提案 まち歩き企画「大町・通町で『どーも』を 探そう!」について ○まとめ



### 【庁外作業部会の様子】

誇りに思える  
まち、秋田っ  
ていいな～。

「生きててよ  
かったね。」  
のまち



## 2 市民が取り組む4つの行動計画

庁外作業部会では、エイジフレンドリーシティの実現に資する、市民が主体で、かつ、実行可能な取組について、2つのテーマに分かれて活発な意見交換が行われ、各テーマごとに市民が取り組む4つの行動計画が決められました。

### (1) 作業部会テーマ1【身近な場所のエイジフレンドリーを考える「商い、人、まち」】から導き出された行動計画

#### 行動計画1 お店のうらがわが見える！1日店長さん

基本方針とのリンク	【基本方針1】 【基本方針4】 【基本方針6】 【基本方針7】
期待される課題解決	○年代を超えた魅力的な商店街づくりで、商店街と地域を活性化 ○お店、1日店長、お客さんとのコミュニケーションづくり ○市民（高齢者）による自己実現の場
イメージ	通町・大町商店街のお店の協力を得て、市民が1日店長となる。1日店長は、高齢者限定にせず、年齢を問わず体験できる。これが「友達や孫が1日店長をやっているから、私も見に出ていこうかな。」と高齢者が外出するきっかけも生み出す。また1日店長は、新たな視点で商品開発等にも関わる。オリジナル商品の企画開発に関わることで、地域、商店街、街への愛着が生まれる。
事業展開の留意点	○商店振興組合、商店主から理解と協力をきちんと得る。 ○活動を推進するための組織をつくり、代表者を決める。 ○通町、大町の人々の意見を聞き、取り入れる。 ○情報発信はメディアを活用し、できるだけ多くの人々へ周知する。 ○一過性の事業にしないよう、無理はしない。 ○通町の「通の市」と連動し、相乗効果が出るようにする。

#### 行動計画2 街のコンシェルジュ<sup>\*37</sup>

基本方針とのリンク	【基本方針1】 【基本方針4】 【基本方針5】 【基本方針6】 【基本方針7】
期待される課題解決	○高齢者が外出し、人と人がつながるきっかけづくり ○市民が街に興味を持つきっかけづくり ○人に会いにくる魅力的な商店街づくり
イメージ	街のコンシェルジュを育成する。例えば、食、歴史、神社などテーマ毎のグループを作り、持ち回りで街歩きツアーを実施する。様々な年代の人

	<p>がコンシェルジュとなり、100人の育成を目指す。</p> <p>さらに学びの場、交流目的のサロンを開いたり、商店街検定の実施、コンシェルジュ認定証の交付なども行う。</p> <p>商店街を核に様々な年代や分野の人が交流することで、街へ愛着を持ち、新たな付加価値を生み出していくことができる。</p>
事業展開の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○テーマ毎にコンシェルジュを養成し、一人ひとりの負担を軽減する。</li> <li>○老人クラブや商店街、民生委員、町内会、企業などからの協力が不可欠である。</li> <li>○続けることで評価を高めることが必要である。</li> </ul>

## (2) 作業部会テーマ2【エイジフレンドリー普及啓発情報発信】から導き出された行動計画

<b>行動計画3 イベント実行委員会の発足</b>	
基本方針とのリンク	【基本方針4】 【基本方針5】 【基本方針6】 【基本方針7】
期待される課題解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多くの市民にエイジフレンドリーシティの情報を発信できる。</li> <li>○高齢者が活躍する場ができ、笑顔で元気な高齢者が増える。</li> <li>○イベントに関わることで年代を超えた交流ができる。</li> </ul>
イメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エイジフレンドリーAKB<sup>*38</sup>の発足 若者の目標になるような尊敬できる高齢者48人をリレー式に情報発信、市政番組や市広報誌「広報あきた」などで紹介する。</li> <li>○エイジフレンドリーにぎわい音頭や漫談<sup>*39</sup> 地域別に特色あるものをつくったり、みんなが覚えやすい振付で筋力アップと介護予防し健康づくり、漫談で笑って健康になるキャンペーンを展開、宣伝隊（キャラバン隊）になって各地域を訪問する。</li> <li>○自慢大会 長年続けていることや、何かに役立てることができるものの自慢大会を実施する。</li> </ul>
事業展開の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○舞台は大がかりに行う。</li> <li>○インターネット発信など、情報媒体を工夫する。</li> </ul>
<b>行動計画4 エイジフレンドリー発掘委員会の発足</b>	
基本方針とのリンク	【基本方針5】 【基本方針7】 【基本方針8】
期待される	○多くの市民にエイジフレンドリーシティの情報を発信できる。



課題解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分にとって具体的な行動や考え方の模範となる人物を紹介することで意識の共有が図られる。</li> <li>○年代を超えた情報発信で交流の場が広がる。</li> </ul>
イメージ	<p>街なかの「これってエイジフレンドリーだね」を発掘し、情報発信していく。例えば、高齢者にやさしい店、高齢者にやさしいもの（高齢者に限らず、みんなにやさしいという視点も入れる）等を見つけて、情報発信する。（参考：アイルランドのエイジフレンドリーレストランガイド）</p> <p>ほかに、「思いやりコンテスト」「小中学生による作文募集」「年齢制限をしない企業の紹介」「紹介したい地域の宝の人」などで、エイジフレンドリーを発掘し情報発信していく。</p>
事業展開の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○紹介するときは、お店などの賛同を得やすいように、きちんとメリットを伝えて紹介する。</li> <li>○多様な情報媒体を活用することであらゆる世代に情報発信する。 （市の広報媒体のほか、facebook（フェイスブック）<sup>*40</sup>、SNS（ソーシャルネットワークサービス）<sup>*41</sup>なども上手に活用しよう）</li> </ul>

### 3 今後に向けて

地域の商店主、住民、NPO団体、学生など、様々な年代や立場からの参加者によって進められた作業部会では、終始前向きで活発な議論が交わされただけでなく、参加者同士の新たな交流と、計画実施に対する参加意欲が生まれる場にもなりました。作業部会では高齢者、若者、商店関係者、子育て世代など、それぞれの立場について相互理解を深めながら、地域のあり方や将来の方向性について課題解決や新たな取組を考えることで、エイジフレンドリーシティに対する理解が参加者一人ひとりに形成されました。これは、小さな形の普及啓発ですが、市民自らがまちのあり方や将来の方向性について考えることを通して、高齢者や高齢社会に対して理解を深めたことは、大きな意義がありました。

作業部会では、自らの企画により、テーマ1・テーマ2合同交流会が開催されたり、実際に「街歩き」を行い、商店街のエイジフレンドリーを探す活動が行われるなど、既に主体的な活動が動き出しています。こうした参加者の意欲あふれる活動が、今後も継続していくことが、行動計画の実現においても非常に重要となります。

そこで市は、作業部会参加者を中心とする市民の活動がさらに継続発展するよう、自主性、自立性、多様な活動を損なわない形での協働体制を築きながら、行動計画の具体的な実現をともに目指します。

また、市民が新たに主体的に取り組もうとするエイジフレンドリーな取組や活動につい

て育成支援し、市民同士のつながり、市民と市のパートナーシップ\*<sup>42</sup>についても醸成します。

今後は、より多くの市民が主体的に関わり、その活動が市全体に広がっていくことが不可欠です。地域社会全体の意識変化を促しながら、これまでの行政主導型の市政運営から、行政、企業、団体、市民が共同体となり、地域全体でエイジフレンドリーシティに取り組む体制構築について、次期行動計画策定時を目指し推進していきます。





おはあさんになつたらやつてみたい夢  
 勝平中学校 二年 武石 早穂  
 皆さんは佐野春子さんを知っていますか？  
 私は五歳からピアノを続けていて、今年で十年目になります。七月二十日に五つのピアノ教室の合同発表会が行われ、私も参加しました。その主宰者が県内最高齢九十歳のピアノ教師、佐野春子先生でした。  
 秋田さきがけ新聞の記事によると、佐野先生は戦争の困難な時代の中でも、ピアノを弾き続け、必死に生き抜いてきたそうです。敵国の音楽は演奏してはならない決まりや、教師になつてから、生徒は滑走路の地ならしなどに駆り出され、ままならない授業……。私は記事を読んで、今では考えられない戦時中の音楽への制限に、改めて戦争を二度と繰り返してはいけなさと強く感じました。  
 しかし、佐野先生はそんな戦争の時代の中でも、八歳のときに買ってもらったピアノを毎日夢中で弾き、ピアノ教師を志したとあり

ます。私はこの佐野先生の音楽への情熱がとても素敵だと思いました。「好きな曲を弾ける今の時代は天国」記事には佐野先生がこう語ったと書かれていました。  
 私の将来の夢は、ピアノを使った仕事に就くことです。佐野先生のように九十歳になつても、大好きなピアノを続けていくためには、今できることをしっかりとやり、くじけず、あきらめないことが一番だと思います。いつか必ずやつてくる「老い」を意識し、いかに人生を全うすべしかを、高齢者から学び、ピアノの技術や伝統を伝える役目を少しでも私が手伝うことができたらと思っています。情熱を失わず、好きなことを楽しんで続けられるおはあさんになることが私の夢です。

平成25年度 秋田市エイジフレンドリー思いやりコンテスト  
 作文の部(中学生) 最優秀賞  
 勝平中学校 2年 武石 早穂 さと



## 第 3 部

# 資料

- 1 脚注一覧
- 2 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定員会設置要綱
- 3 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会委員名簿
- 4 秋田足エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会設置要綱
- 5 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画庁内調整会議設置要綱
- 6 秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会設置要綱
- 7 秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会委員名簿
- 8 秋田市エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）構想に関する提言書
- 9 策定までの経緯

## 1 脚注一覧

- \* 1 **超高齢社会**：一般に、高齢化率（全人口に対する65歳以上の人口比）が21%を越えた社会を超高齢社会と呼んでいる。7%を越えた社会を「高齢化社会」、14%を越えた社会は「高齢社会」と呼んでいる。
- \* 2 **バリアフリー**：高齢者や障がい者などが生活していくうえで、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。
- \* 3 **WHOエイジフレンドリーシティグローバルネットワーク**：エイジフレンドリーシティをさらに広め、各都市との連携を図ることを目的に世界保健機関（WHO）が2010年に設立したネットワーク。
- \* 4 **ワークショップ**：ワークショップ（workshop）とは、もともとの意味は、「工房」「作業場」。様々な立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。
- \* 5 **高齢化率**：全人口に対する65歳以上の人口比
- \* 6 **8つのトピック**：世界保健機関（WHO）が定義した、エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）のために検証を必要とする領域。「屋外スペースと建物」「交通機関」「住居」「社会参加」「尊敬と社会的包摂」「市民参加と雇用」「コミュニケーションと情報」「地域社会の支援と保健サービス」の8つ。
- \* 7 **ユニバーサルデザイン**：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
- \* 8 **自助・共助・公助**：自助は一人ひとりが自ら取り組むこと、共助は地域や身近にいる人同士と一緒に取り組むこと、公助は国や地方団体などが取り組むことを示す。
- \* 9 **マイタウン・バス**：郊外の移動手段の確保のために、秋田市が委託運行するコミュニティバス等のこと。
- \* 10 **社会参加**：社会人として、社会の一翼を担うことを指し、その範囲は一般的に就労からレクリエーション、生涯学習、ボランティア活動と幅広く含まれる。ここではWHOが示す「社会参加とはレクリエーション、社交、文化的・教育的・精神的活動への高齢者の関与を指す」とする。
- \* 11 **WHO「アクティブエイジング」の提唱**：2007年に初版発行された書籍。編著者は世界保健機関（WHO）。翻訳・編集は日本生活協同組合連合会医療部会。
- \* 12 **大活字本**：大型活字本、拡大図書とも呼ばれ、大きな活字で印刷された図書をいう。大きさ、行間、コントラスト等を考慮してつくられている。
- \* 13 **包摂的体制**：雇用、家族、コミュニティなど社会のあらゆる関係性から切り離され、

社会とのつながりが極めて希薄になってしまう、いわゆる「社会的排除」の構造と要因を克服するための体制。

- \* 14 **成年後見制度**：認知症の人、知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が不十分な人の財産管理や介護、施設への入退所など生活に配慮する身上介護などを家庭裁判所が選任した成年後見人等が行う制度。
- \* 15 **コミュニティ**：居住地を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。
- \* 16 **ボランティア**：自発的な意志に基づいて人や社会に貢献すること。ボランティアの語源は、ラテン語の“voluntus”や“voluntarius”といわれ、その意味は、「自由意志・自ら進んでやること」である。
- \* 17 **NPO**：Non Profit Organization の略で、継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。
- \* 18 **傾聴**：人の気持ちに寄り添い、その人の話を否定することなく、受け止めて「聴く」こと。
- \* 19 **秋田市シルバー人材センター**：「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設置されている一般社団法人。会員（おおむね60歳以上のかた）にふさわしい仕事を、企業や家庭、公共団体などから引き受け、会員の行った仕事に応じて報酬を支払う。仕事に結びつく技能の取得と向上のため、各種技能講習会も開催している。
- \* 20 **秋田市民交流プラザ**：平成16年7月に複合施設としてオープンしたJR秋田駅直結の建物「秋田拠点センターアルヴェ」にある公共施設。
- \* 21 **ファミリー・サポート・センター**：子育てのお手伝いをしたいかた（協力会員）と、手伝ってほしいかた（利用会員）からなる会員制の相互援助活動。
- \* 22 **チャレンジオフィスあきた**：旧秋田市ガス局庁舎を改修して整備した起業家育成施設で、通信インフラなどの整備された事務・作業スペースを低料金で利用できる。
- \* 23 **6次産業化**：農林水産物等および農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用して、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との融合を図る取組であって、農山漁村の活性化に寄与するもの。
- \* 24 **ICT**：Information and Communication Technology の略で、コンピュータなどの情報機器やデータ通信に関する技術を表す用語。今後のネットワーク社会における通信や情報伝達、相互理解といったコミュニケーションの重要性を踏まえ、従来のITにこの概念を示すCを加えた用語として使用されている。



- \*25 **コミュニケーション**：社会生活を営む人間が互いに意思や感情、思考を伝達し合うこと。言語・文字・身振りなどを媒介として行われる。コミュニケーションは、情報の伝達、連絡、通信の意だけではなく、意思の疎通、心の通い合いという意でも使われる。
- \*26 **インターネット**：世界中のコンピューターネットワークを相互に結び、世界的規模で電子メールや情報検索などのサービスを行えるように構築された、巨大なネットワーク。
- \*27 **社会福祉協議会**：社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年（1951年）に制定された「社会福祉事業法」（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。市内において様々な社会福祉事業を実施するとともに、市内にある地区社会福祉協議会と連携し、地域の支え合い・助けあいの意識を醸成するなど、地域福祉の推進役となっている。
- \*28 **地域包括支援センター**：「介護保険法」に基づく機関であり、地域の高齢者に対し、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが中心となって、総合相談・支援、虐待防止などの権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント、困難事例への対応などのケアマネジャー支援などを行う。本市の設置数は、東西南北中央の日常生活圏域に15か所。このほかに、各地域包括支援センター間の連絡調整や指導助言等を行う基幹型地域包括支援センターを1か所設置している。
- \*29 **メタボリックシンドローム**：内臓脂肪による肥満に加えて、高血糖、高血圧、高脂血症を複数あわせ持ち、動脈硬化を飛躍的に進行させてしまう状態。
- \*30 **生活習慣病**：偏った食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣との関係が深いと考えられる病気。
- \*31 **食育**：食に関する様々な経験を通じて、食の安全に関する知識や望ましい食習慣を身につけるとともに、地域の産物や食文化についての理解を深めることにより、心身の健康の増進や豊かな人間形成を図ることをいう。
- \*32 **後期高齢者**：高齢者のうち、75歳以上の人のこと。
- \*33 **認知症**：成人に起こる認知（知能）障がい。記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性ではなく慢性に持続することによって日常生活に支障を来した状態。
- \*34 **自主防災組織**：地域の防災力を最大限に発揮するため、平時における防災知識の普及や防災訓練の実施および災害発生時における情報の収集・伝達や避難誘導、被災住民の救出・救護などの自主的な防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするためにつくられる組織。



- \* 35 **アルヴェサポーターの会**：秋田拠点センター・アルヴェの運営をサポートするボランティアの会。市のボランティア募集で集い、研修受講後に認定された「アルヴェ施設運営サポーター」の仲間で会を設立した。
- \* 36 **市民リポーター**：秋田市広報広聴課で制作している市政テレビ番組で、秋田市のホットな情報を伝えるためレポートする市民。
- \* 37 **コンシェルジュ**：フランス語で「大きな建物、重要な建物の門番」という意味。現在ではそこから派生して、ホテルの宿泊客のあらゆる要望案内に対応する「総合世話係」「よろず相談承り係」というような職務を担う人の職名。ホテルに限らず種々の施設で同様の役割を担う人をコンシェルジュ又はコンシエルジュと呼ぶような使い方がされている。
- \* 38 **AKB**：日本の女性アイドルグループ「AKB48」にあやかって、秋田市では、若者の目標になるような尊敬できる高齢者を「エイジフレンドリーAKB」という愛称でクローズアップしていこうとするもの。
- \* 39 **漫談**：寄席演芸のひとつ。軽妙な口調で、社会風俗・時事問題の風刺・批評なども取り入れて、聴衆を笑わせる話芸。
- \* 40 **Facebook（フェイスブック）**：実名で、現実の知り合いとインターネット上でつながり、交流をするサービスで、世界最大のユーザー数を誇るソーシャルネットワークサービス。
- \* 41 **SNS（ソーシャルネットワークサービス）**：人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。
- \* 42 **パートナーシップ**：協力関係。協働。提携。

## 2 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会設置要綱

〔平成24年7月24日〕  
市長 決 裁

(設置)

第1条 エイジフレンドリーシティの実現を目的とした秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するため、秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会（以下「作業部会」という。）および秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画庁内調整会議の意見の調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行動計画の策定のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 策定委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市民団体および関係団体
- (3) 学識経験者および有識者
- (4) 作業部会員
- (5) 秋田市福祉保健部次長兼連携推進官
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条第1項の規定による行動計画の策定の完了の日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、策定委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、市長が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第7条 策定委員会の庶務を処理するため、秋田市福祉保健部長寿福祉課に事務局を置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月24日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、行動計画の策定に係る所定の事務が終了した日限りその効力を失う。

### 3 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会 委員名簿

【敬称略】

氏名	所属等	
石 沢 真 貴	秋田大学教育文化学部政策科学講座准教授 秋田市社会福祉審議会地域福祉分科会委員	副委員長
泉 一 志	株式会社秋田魁新報社報道部長	
大 塚 妙 子	社会福祉法人秋田市社会福祉協議会常務理事兼事務局長	委員長
佐 藤 保	秋田市民生児童委員協議会会長 秋田県民生児童委員協議会副会長	
菅 原 梯 祐	秋田市社会福祉審議会委員	
菅 生 紀 光	一般公募委員	
日 野 智	秋田大学大学院工学資源学研究科土木環境工学専攻准教授 秋田市福祉有償運送運営協議会会長	
福 岡 真理子	一般社団法人あきた地球環境会議理事・事務局長 あきたスマートシティ・プロジェクト推進協議会委員	
三 浦 研 二	秋田市社会教育委員	
渡 辺 毅	公益社団法人秋田青年会議所監事	
武 内 伸 文	秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会員テーマ1	
時 田 和 幸	秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会員テーマ2	
辻 直 文	秋田市福祉保健部次長 兼エイジフレンドリーシティ連携推進官	

平成25年5月1日現在

## 4 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会設置要綱

〔平成24年9月10日〕  
市長 決 裁

(設置)

第1条 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画（以下「行動計画」という。）の策定において、市民、団体、事業関係者等の主体的な参加による協議および検討を行うため、秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(活動)

第2条 作業部会の活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会に対し、行動計画の案を提示すること。
- (2) 前号の案の作成に係る協議および検討に関すること。

(作業部会員の決定等)

第3条 作業部会員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から、市長が決定し、名簿に記載する。

- (1) 公募による市民
- (2) 行動計画の策定の目的に賛同し、取組に意欲のある個人、団体および事業関係者
- (3) 学識経験者又は有識者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 作業部会員の任期は、名簿への記載の日から行動計画の策定が完了した日までとする。

(作業部会員への支援等)

第5条 市長は、作業部会員に対して、第2条各号に規定する活動が円滑に行われるよう支援するとともに、当該活動に関する情報を提供するものとする。

(秘密の保持)

第6条 作業部会員は、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その活動を退いた後も同様とする。

(名簿からの抹消)

第7条 市長は、作業部会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該作業部会員を

名簿から抹消することができる。

- (1) 作業部会員の条件に該当しなくなったとき。
- (2) 自己の都合により辞任を申し出たとき。
- (3) 作業部会員としてふさわしくない行為のあったとき。

(事務局)

第8条 作業部会に関する事務は、秋田市福祉保健部長寿福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、作業部会に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年9月10日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、行動計画の策定に係る所定の事務が終了した日限りその効力を失う。

## 5 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画庁内調整会議設置要綱

〔平成24年10月26日〕  
市長 決 裁

(設置)

第1条 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画（以下「行動計画」という。）の策定において、庁内の密接な連携を図るため、秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画庁内調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画の策定に係る情報交換および連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行動計画の策定のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長および委員をもって組織する。

- 2 会長は、福祉保健部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、福祉保健部次長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長が必要と認めるときは、調整会議に臨時委員を置くことができる。

(会長および副会長)

第4条 会長は、調整会議の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第6条 調整会議の庶務を処理するため、福祉保健部長寿福祉課に事務局を置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。



## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月26日から施行する。

### (失効)

- 2 この要綱は、行動計画の策定に係る所定の事務が終了した日限りその効力を失う。

### (施行期日)

- 3 この要綱は、平成25年5月17日から施行する。

## 別表（第3条関係）

総務部総務課長
企画財政部企画調整課長
企画財政部財政課長
市民生活部生活総務課長
福祉保健部福祉総務課長
保健所保健総務課長
子ども未来部子ども総務課長
環境部環境総務課長
商工部商工労働課長
農林部農林総務課長
建設部建設総務課長
都市整備部都市総務課長
市立秋田総合病院事務局総務課長
会計課長
議会事務局総務課長
選挙管理委員会事務局参事
農業委員会事務局参事
教育委員会事務局総務課長
消防本部総務課長
上下水道局総務課長

## 6 秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会設置要綱

〔平成22年5月10日〕  
市長 決 裁

(設置)

第1条 エイジフレンドリーシティ構想（以下「構想」という。）の推進に向け、市民や関係団体より幅広い意見や提言を受け、市の施策のあり方の検討や市民福祉の向上を目的として、エイジフレンドリーシティ構想推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項を協議し、市長に提言書を提出するものとする。

- (1) 構想の推進のための重点目標に関すること。
- (2) 構想の推進のために行政として取り組むべき事項に関することおよびその取組時期に関すること。
- (3) 構想の推進のために実施するアンケート調査に関すること。
- (4) 市長への提言に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、構想の推進に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 市民団体又は福祉団体の代表者
- (3) 学識経験者又は有識者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 推進協議会に、会長および副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

- 3 会長は、会務を総理し、必要に応じて協議会を招集する。
- 4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 会長および副会長の任期は、委員としての任期による。  
(会議)

第6条 推進協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。  
(事務局)

第7条 推進協議会の事務局を、秋田市福祉保健部長寿福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年5月10日から施行する。  
(推進協議会の招集の特例)
- 2 この要綱の施行後最初に招集される推進協議会の会議および第3条第2項の規定による委員の委嘱後最初に招集される推進協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 7 秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会委員名簿

【敬称略】

氏名	所属等
菅原 梯 祐	公募委員
河内 依 子	公募委員
大塚 妙 子	社会福祉法人秋田市社会福祉協議会常務理事兼事務局長
佐藤 与志夫	社会福祉法人秋田けやき会理事
三浦 昭 一	秋田県生涯学習インストラクター会 顧問
山内 みどり	有限会社華の豆会代表取締役
山口 邦 雄	秋田県立大学システム科学技術部建築環境システム学科准教授
鈴木 圭 子	秋田大学医学部准教授
笹尾 千 草	アーツスペース・ココラボラトリー代表

平成23年7月21日現在

秋田市エイジフレンドリーシティ  
（高齢者にやさしい都市）構想に関する提言書

－秋田市はなぜエイジフレンドリーシティを目指すのか－

秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会

平成23年5月

## はじめに

秋田市は、超高齢社会を見据えた対応として、「秋田市エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）構想」を推進するとしております。

エイジフレンドリーシティとは、2007年に世界保健機関（WHO）のプロジェクトにおいて提唱され、「高齢者にやさしい都市」という意味です。WHOでは、都市を高齢者が暮らしやすい環境にすることは、高齢者が生涯を通じて活動的な生活を送るための基盤となり、高齢者以外の世代の人々や障がいがある人々にとっても暮らしやすい環境となるとしています。

本推進協議会は、エイジフレンドリーシティ構想の推進に向け、市民や関係団体などから幅広く意見や提言を受けて、市の施策のあり方を検討するため、2010年7月に設置されました。

エイジフレンドリーシティ実現のためには、交通機関・屋外スペース・居住環境の整備、社会参加や雇用機会の創出、情報コミュニケーション、地域支援や保健サービスなど、社会全体の課題に対応する必要があるため、長期的な視点を持ち、行政のみならず、企業や団体、地域社会などで市民一人ひとりがそれぞれの役割と責任を認識し、協働して問題解決に取り組まなければなりません。

本推進協議会は設置されて間もなく、会の開催数も限られたものでしたが、秋田市の現状を踏まえながら、今後取り組むべき課題について協議した結果をまとめ、次のとおり提言するものです。

今後は、秋田市において、この提言書の趣旨に基づき、また市民からの声を反映させながら、エイジフレンドリーシティの実現に向けて、積極的かつ具体的な施策に取り組まれることを期待します。

平成23年5月

秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会  
会長 山口 邦雄

## 目 次

はじめに

### 1 高齢者を巡る現状 . . . . . 1

- (1) 高齢化の現状
- (2) 秋田市の年齢別人口の推移予測

### 2 秋田市がエイジフレンドリーシティを目指す理由 . . . . . 2

### 3 秋田市の現状 . . . . . 4

- (1) 屋外スペースと建物
- (2) 交通機関
- (3) 住居
- (4) 社会参加
- (5) 尊敬と社会的包摂
- (6) 市民参加と雇用
- (7) コミュニケーションと情報
- (8) 地域社会の支援と保健サービス

### 4 エイジフレンドリーシティ実現のため、今後取り組むべき課題 . . 11

- (1) トピック別の課題
- (2) 重点課題

### 資 料 . . . . . 15

- 1 各委員からの具体的な提案一覧
- 2 中間報告までのプロセス
- 3 平成22年度秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会  
委員名簿
- 4 秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会設置要綱
- 5 脚注一覧



## 1 高齢者を巡る現状

### (1) 高齢化の現状

我が国の65歳以上の高齢者人口は、昭和25(1950)年には総人口の5%に満たなかったが、45(1970)年に7%を超え、平成6(1994)年には14%を超えた。そして、平成22年には23%を超え、およそ4人に1人が65歳以上高齢者、9人に1人が75歳以上人口という、まさに「本格的な高齢社会」となっている。今後も、急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない超高齢社会<sup>\*1</sup>を迎えることとなる。

### (2) 秋田市の年齢別人口の推移予測

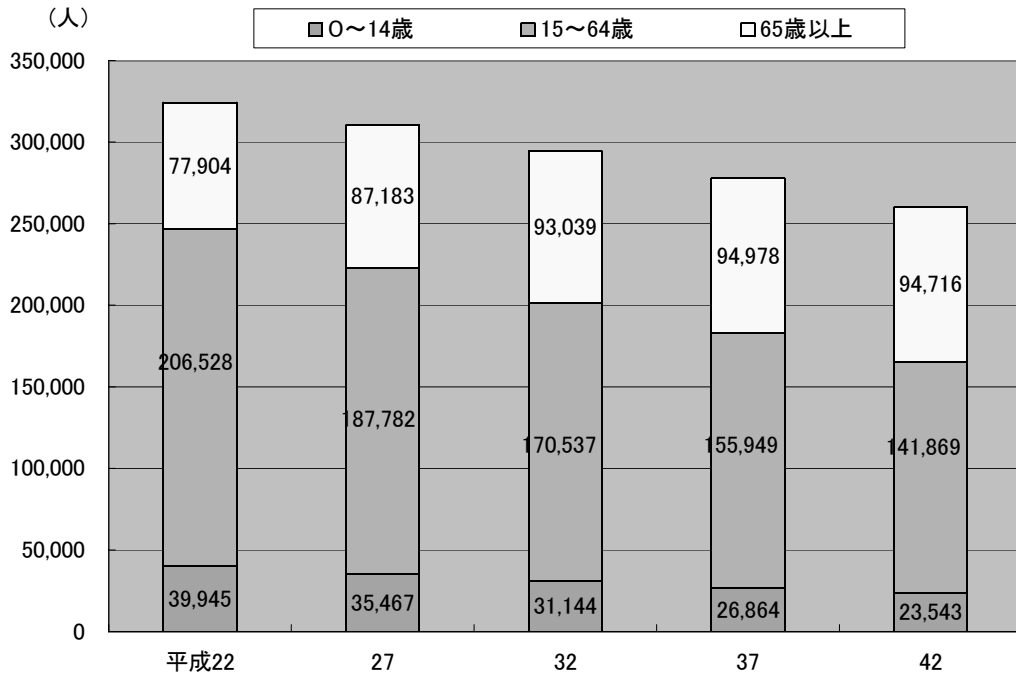
平成22(2010)年の人口は324,377人で、17(2007)年国勢調査人口の333,109人から5年間で8,732人減少している。今後はこれを上回るペースで人口が減少していくと予測される。

また平成22年の年齢3区分別人口の割合は、年少人口(0歳～14歳)が12.31%、生産年齢人口(15歳～64歳)が63.67%、高齢者人口(65歳以上)が24.02%で、今後は、年少人口および生産年齢人口が減少傾向にある一方で、高齢者の人口は一貫して増加し、平成37(2025)年には高齢者人口が34.19%となり、およそ3人に1人が高齢者となる。

#### 総人口・年齢3区分人口・割合

推計年次	全体人口			年齢(3区分)別人口			年齢(3区分)別割合		
	総人口	男	女	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
2010年(平成22年)	324,377	152,836	171,541	39,945	206,528	77,904	12.31%	63.67%	24.02%
2015年(平成27年)	310,432	145,755	164,677	35,467	187,782	87,183	11.43%	60.49%	28.08%
2020年(平成32年)	294,720	137,856	156,864	31,144	170,537	93,039	10.57%	57.86%	31.57%
2025年(平成37年)	277,791	129,357	148,434	26,864	155,949	94,978	9.67%	56.14%	34.19%
2030年(平成42年)	260,128	120,495	139,633	23,543	141,869	94,716	9.05%	54.54%	36.41%

年齢3区分別人口の推移



平成23年2月秋田市情報統計課作成資料(抜粋)

注1 各年10月1日現在の人口

注2 平成22年の人口は、平成17年国勢調査人口をベースとして、住民基本台帳および外国人登録の異動状況等による届出をもとに推計

## 2 秋田市がエイジフレンドリーシティを目指す理由

秋田市は、これからの超高齢社会を見据えた取組として、平成23年度からスタートする秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」において、「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）<sup>\*2</sup>の実現」を成長戦略のひとつに位置づけている。

エイジフレンドリーシティとは、世界的高齢化・都市化・都市の高齢化に対応するため、2007年、世界保健機関（WHO）<sup>\*3</sup>によって提唱されたプロジェクト<sup>\*4</sup>である。世界23か国33都市において、高齢者に関する聞き取り調査を実施し、高齢者にやさしい都市を実現するために、共通して求められるトピック<sup>\*5</sup>を次の8つであるとした。

エイジフレンドリーシティ  
(高齢者にやさしい都市)

《8つのトピック》

- 1 屋外スペースと建物
- 2 交通機関
- 3 住居
- 4 社会参加
- 5 尊敬と社会的包摂<sup>\*6</sup>
- 6 市民参加と雇用
- 7 コミュニケーションと情報
- 8 地域社会の支援と保健サービス

高齢者は多様な人生経験と価値観をもつ世代の集まりである。今後は、更に人口規模の大きな世代が高齢期を迎え、高齢者はますます多様化していくであろう。

しかし我が国の場合、高齢化の進行の速さに、人々の意識や社会の仕組みの切り替えがなかなか追いついていない面がある。例えば、これまで、高齢者は相対的な意味で社会を構成する社会的弱者であるとして、まちづくりや高齢者施策においては、行政サービスの受け手であるとの認識が強かった。

これからは、急激な高齢化という時代の変化に適応した社会システムの再構築が求められる。つまり、一人ひとりの状態に応じて必要なサービスを整えるだけでなく、高齢者が社会を支える側として、さまざまな場面でその役割を發揮できるよう、生活利便性の向上、公共施設や交通のバリアフリー<sup>\*7</sup>化など、暮らしやすい環境を整備しながら、雇用や社会参加、ボランティア活動など、あらゆる社会活動の促進が図られる必要がある。社会全体の高齢者に対する意識についても、未だ高齢者を社会的・経済的な弱者として固定的で画一的にとらえる見方があるため、相対的な見直しが必要である。秋田市における「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現」への取組は、様々なニーズを持つ高齢者が利用しやすいようサービスや制度が調整されるとともに、能力や意欲のある高齢者により、社会全体の活性化が促進されるものと期待できる。

今日の平和で豊かな社会を築き上げてきた高齢者が、長年培った知識・経験を生かしながら、住み慣れた地域において、その人らしく長寿を楽

しむことができるよう、エイジフレンドリーシティの推進により、まちづくりが進められる必要がある。

### 3 秋田市の現状

WHOは、8トピックに関する84のチェックリストも作成し、高齢者にやさしい都市の普遍的な基準とすることを意図とした自己診断ツールとした。秋田市は、市民を対象としたアンケート調査および聞き取り調査を実施したが、既存の各調査結果と合わせて検証したところ、秋田市の現状は次のとおりであった。

#### (1) 屋外スペースと建物

[主な検証ポイント]

公園、屋外の休憩場所、歩道での歩行者優先・車椅子利用、車道と歩道の段差、横断歩道、ドライバーの安全運転、建物のバリアフリー化、施設・サービスの利用しやすさ

[現状]

- ・秋田市は自然豊かで、公園など緑があふれ、住みやすい条件が整っており「秋田市の住み心地」について市民の満足度は高いと言える。
- ・市街地の緑は、公園・緑地、道路、河川などの緑で形成されているが、市民が身近に利用できる緑が適切に確保されているとは言えない。
- ・バリアフリー化への取組は順次進められているが、公共施設、歩道、公園などハード面の整備は、一定のコストや国・県など関係機関との調整が必要な場合もある。
- ・バリアフリー基本構想に基づき、人の集まりやすい所を重点的にバリアフリー化を推進している。
- ・冬期の除排雪に対する不満を感じている市民が多い。
- ・外出先で休める休憩スペースやベンチ、サロンなどの憩いの場のニーズが高い。
- ・近年、高齢者が被害者や加害者となる交通事故が増加している。
- ・スーパーや個人商店が減り、買物しづらい環境に不安を感じている人が増加してきている。

## (2) 交通機関

### [主な検証ポイント]

手頃な値段の運賃、運行の信頼性と本数、利便性、路線・スケジュール等の情報提供、タクシーの利用しやすさ、運転能力

### [現状]

- ・市交通局による路線バス事業は、住民要望に応えるため多系統により運行していたが、バス利用者の減少などによる経営状況の悪化に伴い、段階的に民間事業者へ路線を移管し、平成18年3月末に廃止されている。
- ・バス利用者は、車社会化の進展などにより、昭和40年代以降減少を続け、平成12年からの10年間でも約38%が減少しており、路線の維持が困難になってきている。
- ・市では、高齢者を含む交通弱者にとって、公共交通は日常生活に不可欠な移動手段であることから、市、交通事業者、市民の役割分担による持続可能な公共交通を目指している。
- ・バス事業者の不採算路線の廃止による交通空白地域へは、市が代替交通としてマイタウン・バス<sup>\*8</sup>を導入しているが、利便性の低下が見られる。
- ・定期買物バス、定額循環バス、市内の主要な総合病院へのシャトルバス<sup>\*9</sup>、わかりやすいアクセスガイドマップ<sup>\*10</sup>、バス停の環境整備（屋根、ベンチの設置）等の要望がある。
- ・路線自体が秋田駅に向かう体系であるため、長距離乗車や運賃が高くなることが負担になりやすい。
- ・「バス、電車などの利用のしやすさ」に対する市民の満足度が大変低く、特に河辺地域と雄和地域での評価が低い。
- ・車（自家用車）を利用する主な理由は、「一番便利だから」が最も多く5割以上を占め、他に約3割が身近な公共交通の不便さを理由に挙げている。
- ・高齢者ドライバーの免許証返納推進の動きがあるが、通院等に車を使用するため手放せない、タクシーは高くて乗れないなどの声がある。
- ・65歳以上の高齢者の約8割が自分か家族が運転する車（自家用車）を利用し、その主な目的は「買物」と「通院」である。

- ・ 65歳以上の高齢者のうち、自分で車（自家用車）を運転する人が4割以上いる。

### (3) 住居

[主な検証ポイント]

安全な環境、価格、維持管理、建物の安全性、住宅改築、賃貸住宅の整備状況、高齢者向け住宅の提供とサービス

[現状]

- ・ 全国的に見て秋田県は持ち家比率が高く、住宅の延べ面積も広いことから、比較的良質な住環境を確保しやすい条件が整っている。
- ・ 近年、新築住宅のバリアフリー化が進んでいる。
- ・ 改築・改修については、一定の公的助成制度がある。
- ・ 高齢者や身体障がい者は公営・民営賃貸住宅について、「家賃の手頃さ」、「徒歩圏内にスーパー・商店、病院・診療所がある」、「駐車場が確保できる」といった点を求めている。一方、「建物の古さ」、「室内の狭さ」、「家賃の高さ」、「室内の段差」などの現状に不満を感じている。
- ・ 住まいや住環境について、「移動や買物が便利であること」、「道路の整備や安全」、「医療や介護サービスの受けやすさ」、「子どもや孫と一緒に、あるいは近くに住んでいること」を重要視する傾向にある。
- ・ 高齢者の独り暮らしが増えており、孤立防止対策のとられた集合住宅を求める声がある。

### (4) 社会参加

[主な検証ポイント]

イベントや活動の開催場所、開催時間、参加のしやすさ、参加費用、内容の多様性、世代間の交流

[現状]

- ・ 各種講座やサークル活動など生涯学習活動やイベント等の開催は、公共交通機関が利用しやすい場所で開催され、気軽に参加することが可能であるため、一般的に参加しやすい環境が整っているといえる。
- ・ 社会参加に関する情報は、主に広報あきたなど行政広報誌や新聞か



ら入手されている。

- ・高齢者の社会参加活動内容では、町内会・自治会活動が最も多く、他に文化・教養活動、スポーツや体力づくりが多い。
- ・健康面の不安や仲間がいないことを理由に、社会参加していない人は今後の参加意思も低い。
- ・世代間交流については若い世代よりも高齢者の関心が高く、文化・教養活動や町内会やお祭りなど地域行事での交流を望んでいる。世代間交流の必要性を感じていない人も各世代で一定割合いる。
- ・若い世代は、日頃地域活動に参加する機会がなく、地域の高齢者と接する機会が少ない。
- ・高齢者とふれあう機会がある若者は、高齢者からさまざまなことを学ぶことができると感じている。

## (5) 尊敬と社会的包摂

[主な検証ポイント]

高齢者の声の把握、高齢者向けのサービスや製品、高齢者に対するマイナスイメージと差別

[現状]

- ・高齢者や障がい者に配慮した製品やサービスは増加している。
- ・行政が力を入れるべき施策では、「高齢者や障がい者の相談相手になってくれる人の育成、環境づくり」や、「高齢者や障がい者のための相談体制や情報提供の充実」が求められている。
- ・市の公共施設の設備について、障がい者団体として意見を求められる場合があるが、計画確定後や完成後のことが多く、実際には意見が反映されづらいと感じている。
- ・高齢者の声、障がい者の声が届きづらい。
- ・「市役所窓口での説明のわかりづらさ」、「市役所からの郵便物の内容のわかりづらさ」については、各年代で一定割合がわかりづらいと感じている。
- ・高齢者の約半数が「カタカナ語・略語がわかりづらい」と感じている。
- ・若い世代は、日頃地域活動に参加する機会がなく、地域の高齢者と接する機会が少ない。(再掲)
- ・高齢者とふれあう機会がある若者は、高齢者からさまざまなことを

学ぶことができると感じている。（再掲）

## (6) 市民参加と雇用

[主な検証ポイント]

ボランティアへの参加、就業の選択肢、雇用差別、起業の推進

[現状]

- ・高齢者の雇用に関する支援体制に関しては、各種支援策が実施され国の制度についても、年々充実が図られてきている。
- ・高齢者が働く理由としては、「年金不足を補うため」が最も多く、他に「社会的に現役でいたい」、「働くことが生きがい」、「健康維持のため」などの理由が多い。
- ・高齢者だけでなく若者も働ける場所が少ない。
- ・退職後も、「もっと社会の中でいきいきと働き、人と関わりたい」、「社会に必要とされたい」という声がある。
- ・障がい者は、雇用の機会が少なく、障がいの特性を考慮した雇用の場がもっと必要であると感じている。
- ・現在働いている高齢者のうち、約6割の人が「働ける間はできるだけ長く働きたい」と考えている。
- ・起業に対する関心は高齢者に限らず、全体的に低い。

### ○「社会参加」と「市民参加と雇用」

WHOは、「社会参加とはレクリエーション<sup>\*11</sup>、社交、文化的・教育的・精神的活動への高齢者の関与を指す」とし、「市民参加と雇用とは、市民権、無償労働、賃金労働の機会に関するもの」としている。

（「WHO「アクティブエイジング」の提唱（萌文社）」より）

## (7) コミュニケーションと情報

[主な検証ポイント]

通信システムの普及、広範な情報の流通、高齢者向け情報・番組の発信、文字情報の見やすさ、簡潔でわかりやすい表現

[現状]

- ・情報通信技術の急速な発達により、広範な情報の流通や通信システムの普及については、一定の水準にあると言える。

- ・ボランティア情報について、入手しづらい、よくわからないという声がある。
- ・社会参加、保健・福祉に関する情報は、主に広報あきたなど行政広報誌や新聞から入手されている。高齢者に限らず、各年代におけるこの2つの活用度は高く、有効な情報媒体といえる。
- ・高齢者が入手したい情報分野は、健康・保健情報、高齢者介護情報、防災・災害情報が上位を占めている。
- ・高齢者が入手しにくい情報分野は、高齢者介護情報、防災・災害情報、行政・窓口情報が上位を占めている。
- ・高齢者の約半数が「カタカナ語・略語がわかりづらい」と感じている。  
(再掲)
- ・高齢者はインターネットや携帯電話を、十分に使いこなせていないケースが多い。
- ・ATM（現金自動預け払い機）などの機械は、高齢者にとって操作がわかりづらいだけでなく、無人の場合は犯罪に巻き込まれる危険性もある。
- ・50歳以上の人は、「新聞や雑誌など出版物の文字が小さい」と感じる割合が高い。
- ・「テレビの字幕が見づらい」ことは、50歳以上の人で「ある」「時々ある」が3割程度を占める。
- ・「市役所窓口での説明のわかりづらさ」、「市役所からの郵便物の内容のわかりづらさ」については、各年代で一定割合がわかりづらいと感じている。(再掲)

## (8) 地域社会の支援と保健サービス

[主な検証ポイント]

医療・保健・福祉サービスの提供、福祉施設等の利便性、医療・保健・福祉サービスの情報提供、地域福祉活動の推進

[現状]

- ・医療サービスや保健・介護・福祉サービスの提供は、法律に基づく医療保険、介護保険制度などにより実施されている。
- ・福祉施設整備については計画的に行われている。
- ・現状の福祉施設整備に不満を感じ、増設や施設の充実を望む市民が

多い。

- ・ 今後行政が力を入れるべき施策では、「高齢者や障がい者の相談相手になってくれる人の育成、環境づくり」や「高齢者や障がい者のための相談体制や情報提供の充実」が求められている。(再掲)
- ・ 保健・福祉サービスに関する情報は、主に広報あきたなどの行政情報誌や新聞から入手されている。(再掲)
- ・ 高齢者介護に関する福祉情報については約3割の人が入手しづらいと感じている。
- ・ 家族が介護をしなければならないという意識が強く、大きな負担を抱えてしまうことがある。

## 4 エイジフレンドリーシティ実現のため、今後取り組むべき課題

### (1) トピック別の課題

8つのトピックにおいて、今後市として取り組むべき具体的な課題は次のとおりである。なお、課題の解決にあたっては、行政・民間・市民が連携し、それぞれの役割に応じて取り組む必要がある。

#### ① 屋外スペースと建物

- ・休憩場所、ベンチ、あらゆる世代が憩う緑豊かな公園などがある屋外環境の整備
- ・高齢者ドライバーの事故防止対策
- ・バリアフリー化のさらなる推進
- ・買物弱者<sup>\*12</sup>に対する対策や新たなビジネスの支援
- ・スーパーや商店、医療施設等を集約した施設整備支援
- ・市民協働によるきめ細やかな雪対策

#### ② 交通機関

- ・高齢者の日常生活に不可欠な移動手段を確保
- ・高齢者のニーズに合わせた交通機関の運行支援
- ・バス事業以外の移動手段について検討および支援

#### ③ 住居

- ・家族形態の変化に対応した住宅の確保
- ・高齢者や障がい者が住みやすい集合住宅のあり方の検討

#### ④ 社会参加

- ・積極的な社会参加の促進
- ・高齢者が集える場づくり
- ・孤立、うつ予防、自殺対策
- ・各世代と一緒に活動する場づくり
- ・町内会へのきめ細やかな支援

#### ⑤ 尊敬と社会的包摂

- ・高齢者に対するイメージ、とらえ方の改革
- ・各世代と一緒に活動する場づくり

#### ⑥ 市民参加と雇用

- ・高齢者のボランティア活動の促進
- ・高齢者の働く場の確保
- ⑦ コミュニケーションと情報
  - ・さまざまな情報機器<sup>\*13</sup>を活用した高齢者の情報発信の促進
  - ・介護や高齢者福祉の相談窓口に関する情報提供の徹底
  - ・高齢者に関連する市民向け情報の提供
- ⑧ 地域社会の支援と保健サービス
  - ・住み慣れた地域で安心して住むための利用しやすい医療、保健、福祉サービスの充実
  - ・地域等での高齢者への見守り対策

## (2) 重点課題

更に重点的に取り組むべき課題として、以下の4点を挙げる。

### ■ 高齢者や高齢社会に関するマイナスイメージの払拭とプラスイメージの創出

高齢者が社会から支えられる側のみではなく、社会を支える貴重な人的資源として、豊かな知識や能力を発揮していくためには、高齢者や高齢社会に対するマイナスイメージを払拭し、新たにプラスイメージの創出が求められている。

### ■ バリアフリー化の推進

公共施設や歩道等のバリアフリー化の推進をはじめ、冬期間の雪対策、住宅の環境整備、情報のバリアフリー化など、幅広く取り組む必要がある。

また、効果的なバリアフリー化を推進するために、利用者の意見を聴取しながら、バリアフリー基本構想の策定を行い、利用者のニーズに対応した重点的なバリアフリー化の推進が求められている。

### ■ 交通手段の確保

自家用車等を利用できない、いわゆる交通弱者<sup>\*14</sup>にとって、買物や通院など日常生活を支えるために移動手段の確保は不可欠であり、高齢者の就業活動・地域活動・貢献活動など、さまざまな社会活動を促進するためにも交通手段の確保に取り組む必要がある。

### ■ 高齢者の孤立防止

核家族化が進み、家族のあり方が多様化するなか、社会や地域、そして家族から高齢者が「孤立」しないよう、家族、地域、行政が協力しながら対策を構ずる必要がある。



## 資 料

### 1 各委員からの具体的な提案一覧

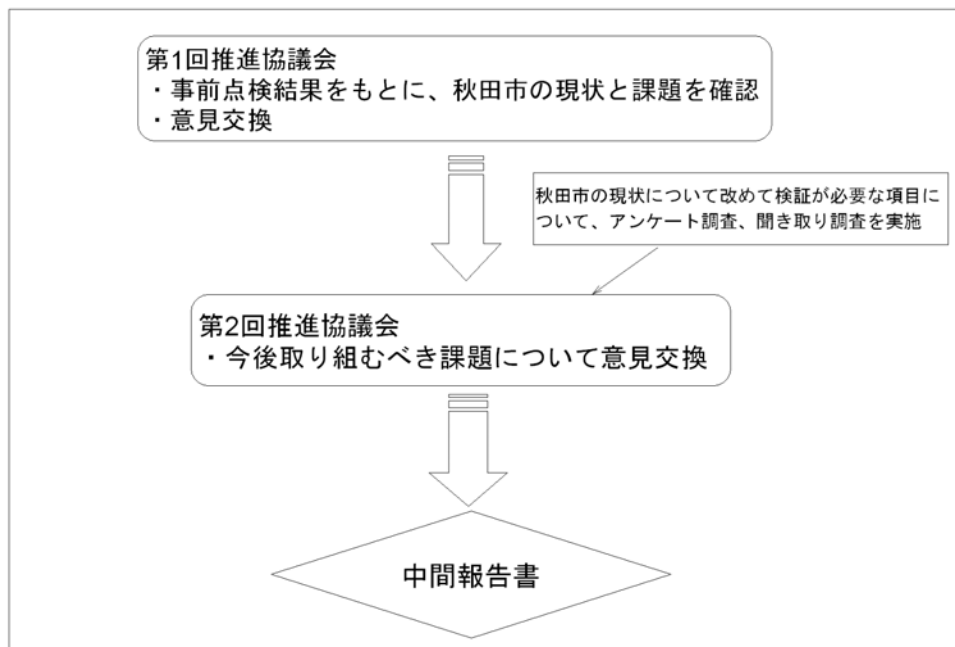
本推進協議会では、各委員から具体的な事業提案があった。これらについて、今後秋田市で実施できる可能性や実施に向けての課題などを精査する必要があるが、取り組むべき課題の対応を検討する際の参考とされたい。

- 公的施設などを活用し、身近な地域にある高齢者のためのサロンの場を作る。
- イライラせずに、高齢者ドライバーを温かく見守る意識を啓発するためのキャンペーンを展開する。
- 福祉施設、企業などで所有する送迎用バスを、高齢者の買物支援や通院援助に活用する。
- HOVレーン（規定人数以上が搭乗している車のみ走行可能な車線）など他都市の取り組みなどを参考に、バス事業以外の移動手段を検討し導入する。
- 秋田駅を起点とした定額循環バスを運行させる。
- 医療、介護、見守りなどに配慮した高齢者向け集合住宅を設置する。
- 研修を受けたボランティアが地域の高齢者を見守る体制を作る。  
（参考例：東京都足立区のアんしんネットワーク）
- 空き店舗を活用した高齢者の活躍の場を作り、世代間交流を促進する。  
（伝統芸能の継承、子育て支援、体力づくりなど）
- 有償ボランティア活動に地域通貨を取り入れる。
- 循環バスが観光地を巡り、その場所で高齢者の観光ボランティアが活躍できるようにする。
- 広報あきたに高齢者に関する情報ページを新設する。
- 高齢者が確実に情報を得ることができるよう、繰り返し複数のメディアで情報を提供する。
- 啓発・啓蒙活動として次のような活動を行う。

市長の宣言、広報誌・ポスター・広告等での情報発信、キャッチフレーズを活用したキャンペーン活動、マスコットキャラクターの作成、協賛企業の募集、町内会・自治会など地域の団体による活動展開、同じ構想を持つ他市町村と連携した高齢者にやさしい都市大会の開催など。

- エイジフレンドリーシティ構想推進のため、市役所に専門部署を設置する。
- 1台の自動車を複数の人が共同で利用する「共同利用（カーシェアリング）」や、車やタクシーの同乗者を探し、交通費や料金を分担する「相乗り（ライドシェア）」を普及を図る。
- 高齢者の孤立防止のため、「歩いて行ける身近なところにサロンを作る」とともに、外出が困難な高齢者のための訪問事業を整備する。
- 「ゆっくり運動」を展開する。店舗等でのレジの支払い、横断歩道の信号、歩く速さなど、高齢者も安心して安全に生活できるよう、みんなが心のゆとりを持つことが大切であることを啓発する。
- 秋田の自然、物価の安さなどの暮らしやすさをアピールし、県外からの移住促進を図る。
- 市民がお互いに助け合うよう、互助の心を育てる運動を展開する。
- 従来の家族観、仕事観、そして地域との絆など、これまでの既成概念では行き詰まりが生じている中、家族や地域の繋がり・社会のサポートシステムを確立し、孤立させない体制づくりを行う。

## 2 中間報告までのプロセス



### これまでの取り組み経過

H21年度	10月 ～ 3月	・各種調査結果等、既存データの収集 ・事前点検取りまとめ
H22年度	7月2日	・第1回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会
	7月	・推進のためのアンケート調査実施(8月取りまとめ)
	7～8月	・推進のための聞き取り調査実施(18回実施)
	10月7日	・第2回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会
	H.23 3月28日	・第3回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会

### 3 平成22年度秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会委員名簿

(敬称略、順不同)

氏 名	所 属 等
菅原 梯祐	公募委員
河内 依子	公募委員
大塚 妙子	(福)秋田市社会福祉協議会 常務理事・事務局長
佐藤 与志夫	(福)秋田けやき会 理事
三浦 昭一	秋田県生涯学習インストラクター会 会長
山内みどり	(有)華の豆会 代表取締役
山口 邦雄	秋田県立大学 システム科学技術部建築環境システム学科 准教授
鈴木 圭子	秋田大学医学部 准教授
笹尾 千草	アーツスペース・コラボラトリー 代表

以上9名

平成22年6月17日現在

#### 4 秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会設置要綱

秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会設置要綱

平成22年5月10日

市長決裁

(設置)

第1条 エイジフレンドリーシティ構想（以下「構想」という。）の推進に向け、市民や関係団体より幅広い意見や提言を受け、市の施策のあり方の検討や市民福祉の向上を目的として、エイジフレンドリーシティ構想推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項を協議し、市長に提言書を提出するものとする。

- (1) 構想の推進のための重点目標に関すること。
- (2) 構想の推進のために行政として取り組むべき事項に関することおよびその取組時期に関すること。
- (3) 構想の推進のために実施するアンケート調査に関すること。
- (4) 市長への提言に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、構想の推進に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 市民団体又は福祉団体の代表者
- (3) 学識経験者又は有識者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 推進協議会に、会長および副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、必要に応じて協議会を招集する。
- 4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 会長および副会長の任期は、委員としての任期による。

(会議)

第6条 推進協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

(事務局)

第7条 推進協議会の事務局を、秋田市福祉保健部介護・高齢福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年5月10日から施行する。

(推進協議会の招集の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に招集される推進協議会の会議および第3条第2項の規定による委員の委嘱後最初に招集される推進協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 5 脚注一覧

- \* 1 超高齢社会  
一般に、高齢化率（全人口に対する65歳以上の人口比）が21%を越えた社会を超高齢社会と呼んでいる。7%を越えた社会を「高齢化社会」、14%を越えた社会は「高齢社会」と呼んでいる。
- \* 2 エイジフレンドリーシティ  
エイジフレンドリーシティとは世界保健機関（WHO）が2007年に公表した「Global Age-friendly Cities:A Guide」において示された言葉である。本市では、これを日本で翻訳・公刊した書籍”WHO「アクティブ・エイジング」の提唱（萌文社）”を参考に、「エイジフレンドリーシティ」を「高齢者にやさしい都市」という意味であるとし、併記している。
- \* 3 世界保健機関  
World Health Organization 略称WHO。保健衛生の分野で国際協力を行う国連の専門機関の一つである。
- \* 4 プロジェクト  
研究・事業などの計画。
- \* 5 トピック  
論題。題目。
- \* 6 社会的包摂  
全ての人々を地域社会を構成する一員として受け入れる理念。
- \* 7 バリアフリー  
高齢者や障がい者などが生活していくうえで、



	障壁（バリア）となるものを取り除くこと。
* 8 マイタウン・バス	郊外の移動手段の確保のために、秋田市が委託運行するコミュニティバス等のこと。
* 9 シャトルバス	定期的に往復するバス。
* 10 アクセスガイド マップ	目的地につながる通路や交通機関などを示した道案内地図。
* 11 レクリエーション	肉体的・精神的疲労をほぐし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。また、その休養や娯楽。
* 12 買物弱者	流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々のこと。
* 13 情報機器	情報に接続するための機器・機械。コンピュータ、固定電話、携帯電話など。
* 14 交通弱者	障がい者、高齢者、妊婦、乳幼児を伴った者、子ども等、移動においてなんらかの不便を感じる者。

## 9 策定までの経緯

平成22年度	7月	第1回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会
	10月	第2回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会
	3月	第3回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会
平成23年度	6月	秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会が「秋田市エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）構想に関する提言書」を秋田市長に手交
	7月	第4回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会
	11月	第5回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会
	12月	WHOエイジフレンドリーシティグローバルネットワーク参加承認
	3月	第6回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会
平成24年度	6月	第7回秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会（最終回）
	8月	第1回秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会
	10月	第1回秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会 テーマ1（平成25年7月まで計7回開催）
		第1回秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会 テーマ2（平成25年7月まで計7回開催）
	11月	第1回秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画庁内調整会議
		第2回秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会
	2月	第3回秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会
	3月	市民組織「エイジフレンドリーあきた市民の会」設立
平成25年度	6月	第4回秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会 （最終回）
		パブリックコメント実施
	8月	秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定
	12月	秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画公表

## 秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画

平成25年12月発行

編集・発行

秋田市福祉保健部長寿福祉課

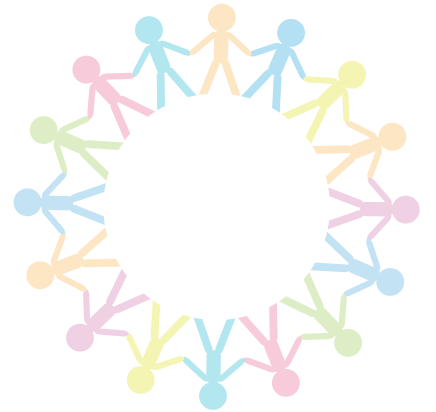
TEL 018-866-2095

FAX 018-866-8962

<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/lg>

印刷・製本

株式会社 三戸印刷所



秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画

